

第3次 三島市地域福祉計画 素案

平成28年1月8日時点



目次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 地域福祉計画とは.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	5
6 計画の推進体制.....	6
第2章 本市の地域福祉における推進すべき課題.....	7
第3章 計画の理念と基本目標.....	8
1 基本理念及び目指す社会像.....	8
2 計画の基本目標.....	11
3 計画の体系.....	13
第4章 施策の展開.....	14
基本目標1 地域福祉への関心と市民参加を高める意識づくり	14
1 地域福祉への関心・理解の促進.....	14
2 地域でふれあう機会の創出.....	16
3 地域活動やボランティア活動への支援.....	18
基本目標2 地域をつなぎ福祉基盤を充実する仕組みづくり.....	20
1 相談体制の機能強化と情報提供の充実.....	20
2 福祉サービスの提供体制や質の充実.....	24
3 地域での支えあいやネットワークづくり.....	26
4 福祉に携わる人材の育成・確保.....	28
基本目標3 健康で安全・安心に暮らせる環境づくり.....	30
1 地域防災力の向上.....	30
2 犯罪や交通事故から市民を守る活動の推進.....	32
3 誰にもやさしい生活環境の整備.....	34
4 住民の生きがいと健康づくり.....	36

第5章 新たに始まった取組み.....	38
新たな取組1 生活困窮者への支援体制の整備.....	38
新たな取組2 避難行動要支援者への支援体制の整備.....	43
《 資 料 編 》	45
1 地域福祉計画策定組織及び経過.....	45
2 統計データからみる三島市.....	49
3 市民意識調査結果の概要.....	64
4 前計画（第2次計画）の検証と課題.....	74
5 本市の地域福祉における現状と推進すべき課題.....	80

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

社会福祉制度は、戦後間もない時期に生活困窮者の救済を目的に出発し、昭和26年に「社会福祉事業法」が制定されたことにより、戦後の社会福祉の基本的な枠組みが確立されました。この基本的な枠組みは、長きにわたり大きく変更されることはなく、社会福祉は行政による措置という形で支えられてきましたが、少子高齢化や核家族化の進行などにより、国民の福祉に対する要求は増大し、また多様化するようになりました。このような社会状況の中で、社会福祉の基盤である社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度等を大きく見直すことになり、平成12年6月に「社会福祉法（「社会福祉事業法」を改正）」が制定され、この法律の中で「地域福祉の推進」という概念が法的に位置付けられました。

本市では、平成18年に「第1次 三島市地域福祉計画」を策定後、平成23年に第1次計画を見直しの上、『ふれあい、支え合う、みんな生き生き、福祉のまちづくり』を基本理念とした「第2次 三島市地域福祉計画」を策定し、継続した地域福祉の推進に取り組んでいます。

法制度においても、「安心の支え合い」である社会保障制度を守り、受け継いでいくため、「社会保障と税の一体改革」に関連する施策が進められ、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が施行されたほか、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域包括ケアシステムの実現に向けた介護保険法の改正、障がいの有無によって分け隔てられることなくすべての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け「障害者総合支援法」の制定、教育・保育・地域の子育て支援の充実に向けた「子ども・子育て関連3法」の制定等、さまざまな法制度も整備が進められております。

しなしながら、少子高齢化や核家族化は一層進行するとともに、ひとり暮らし高齢者の閉じこもりや孤独死、児童への虐待などの問題も顕在化し、問題解決に向けた取り組みが引き続き求められています。

○社会福祉法（抜粋）

第4条 （地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

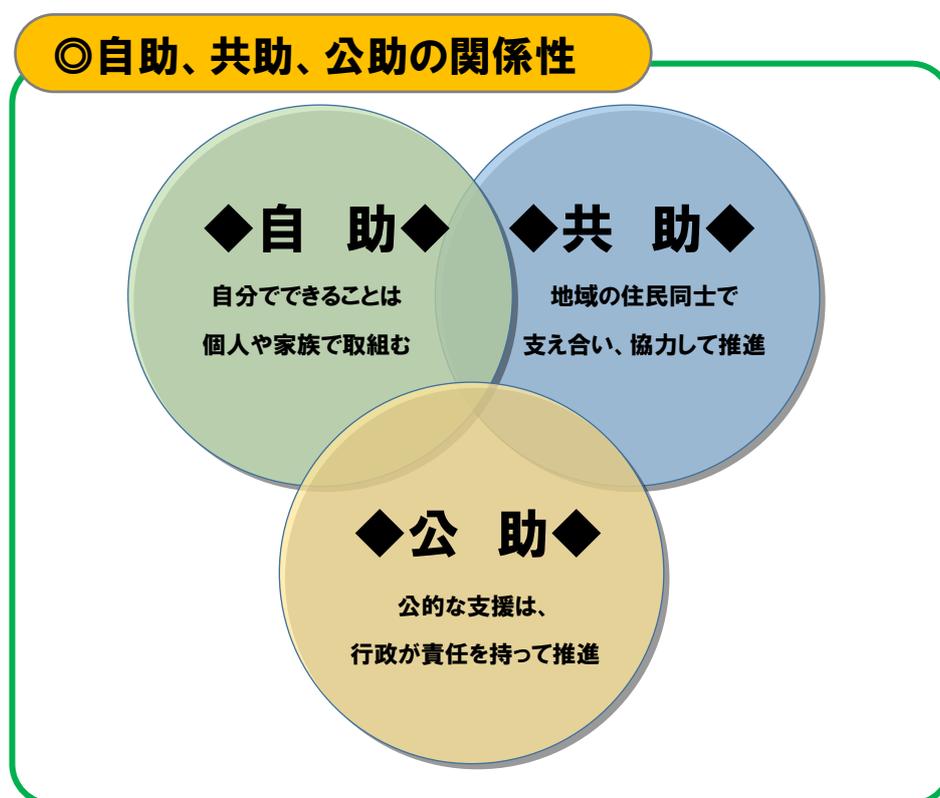
2 地域福祉計画とは

「地域福祉」とは、誰もが抱く「住みなれた地域で、安心して自立した生活を送り続けたい。」という願いをかなえるため、地域住民同士や福祉関係団体、福祉サービス提供事業者、行政等が互いに協力し地域の福祉課題の解決に取り組む仕組みづくりを進めていくことです。

地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくるためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合いながら、誰もがその人らしい生活を送れるような「地域ぐるみの福祉」の推進が求められています。

地域福祉計画は、「地域ぐるみの福祉」を推進するため、住民の自主的な活動や関係諸団体の活動、公的サービスが連携し、「自助」・「共助」・「公助」のバランスの取れた地域社会を築いていくための指針とする計画です

地域福祉計画では、地域住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせて進めていくことが重要となります。



3 計画の位置付け

(1) 法律との関係

① 社会福祉法上の位置付け

地域福祉計画は、法第 107 条の規定で、計画の策定や変更の際には、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

○社会福祉法（抜粋）

第 107 条 （市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 市総合計画及び保健福祉分野の個別計画との関係

① 市総合計画との関係

三島市地域福祉計画は、第 4 次三島市総合計画（2011 年～2020 年）を上位計画としています。

総合計画では、保健福祉分野の基本方針を「健康・福祉を育むまちづくり」と定め、「地域が支える福祉活動の推進」、「安心できる医療体制の確保」、「生涯を通じた健康づくりの推進」、「子どもを産み育てやすい環境の整備」、「高齢者の生きがいと自立の支援」、「障害のある人を支える環境の充実」等を目指しています。地域福祉計画は、総合計画の中で、社会福祉の推進における基本となる計画として位置づけられています。

② 保健福祉分野の個別計画との関係

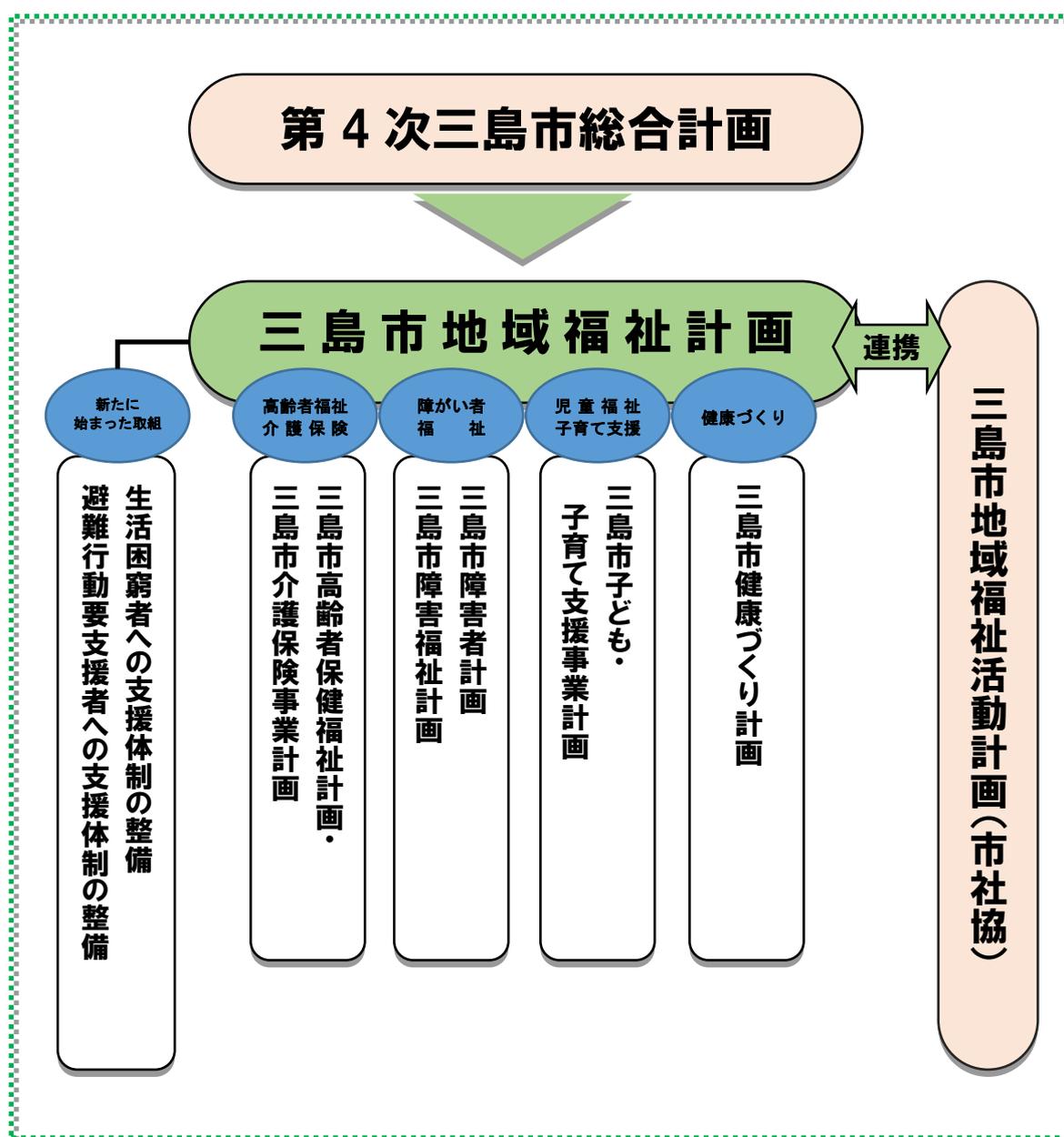
三島市地域福祉計画と保健福祉分野の個別計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康づくり計画）との関係は、各個別計画に共通した課題の一つである「支援が必要な方を地域で連携して支えていく」という地域福祉推進の観点を、三島市地域福祉計画においてその理念や方向性を示し、各個別計画は、地域福祉計画と整合を図りながら策定・推進されています。

(3) 地域福祉活動計画との関係

三島市地域福祉活動計画は、三島市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が策定する民間の立場で福祉のまちづくりを推進するための計画です。地域福祉計画は、地域福祉を推進するための理念を中心とした内容となっており、地域福祉活動計画は、地域福祉計画に基づく地域福祉推進に向けた実践的な活動・行動計画となっています。

地域福祉活動計画と地域福祉計画は、地域福祉の推進に向けて連携し、互いに補強・補完し合う密接な関係にあります。

【三島市地域福祉計画の位置づけ】



4 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とし、3 年目に事業の進捗状況を確認し、弾力的な対応を図ります。

【計画の期間】

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第 2 次三島市地域福祉計画					第 3 次三島市地域福祉計画				
		進捗確認		見直し			進捗確認		見直し

5 計画の策定体制

(1) 庁内組織

地域福祉施策を総合的に検討、推進するため、庁内における本計画の策定体制を次のとおり設置しました。

市長 (部長会)	策定懇話会、庁内策定委員会を経て作成された計画案を審議し、計画を決定する。
庁内策定委員会	事務局作成の素案をもとに計画案を作成する。また、策定懇話会での意見・助言等をもとに計画案を修正する。
事業担当課	前計画の進捗状況や事業を評価する。また、平成 28 年度から平成 32 年度までの事業の方向性を検討する。
事務局 (福祉総務課)	市民意識調査や地域からの意見を集約する。また、事業担当課に現計画の進捗状況や今後の事業の方向性などを調査し、計画素案を作成する。

(2) 市民参画

有識者や市民の意見が反映された計画とするため、市民アンケートの実施や三島市地域福祉計画策定懇話会を設置しました。

策定懇話会	学識経験者、社会福祉事業関係者、公募市民、各種団体関係者など幅広い立場から計画案に対する意見・助言を行う。 (設置根拠) 三島市地域福祉計画策定懇話会設置要綱
市民意見募集 (パブリック・コメント)	ホームページ、公民館等で計画原案を公開し、市民から広く意見を募集し活用する。
地域代表からの意見	地域の代表者や民生委員からの意見を活用する。
市民意識調査 (市民アンケート)	「近所づきあい」や「地域活動への参加状況」などの実態を把握するために平成 26 年度にアンケート実施
各課で集約した 市民意見	総合計画 団体ヒアリング (主管：政策企画課) 地域コミュニティ連絡会 (主管：地域安全課) 地域行政懇談会 (主管：行政課) などで提案された意見等を活用する。

6 計画の推進体制

地域福祉の主役は、地域で生活している市民全員となります。地域の状況に応じた多様な福祉ニーズに、支え合い、助け合いで対応していくためには、個人や家族が解決する「自助」、個人や家族で解決できない問題は市民同士で解決する「共助」、市民同士で解決できない問題は行政が解決する「公助」といった、それぞれの取組みが重要となります。

特に、「共助」においては、その地域で活動する自治（町内）会や民生委員・児童委員、地域活動団体、ボランティア団体などと協働し、解決にあたることが重要です。

そのため、この計画を進めていくにあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくこととします。

(1) 計画の周知・普及

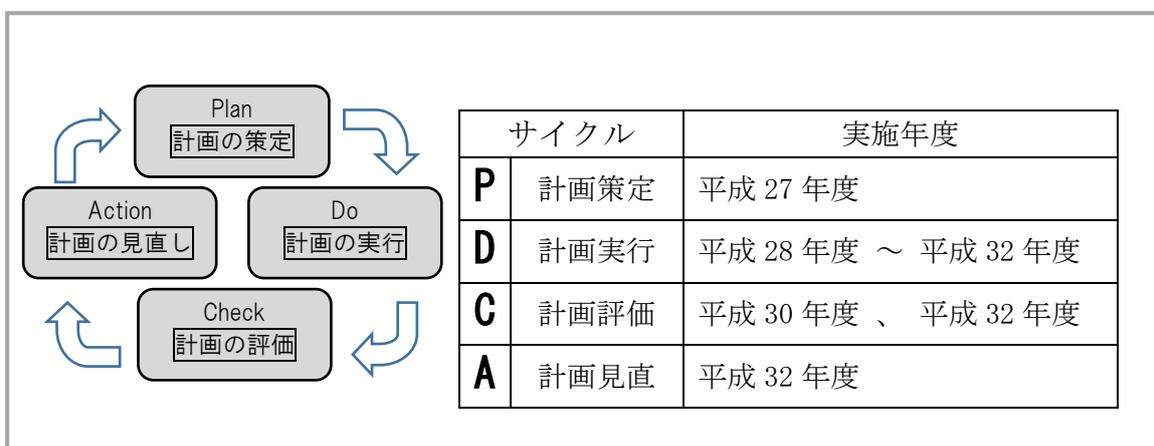
地域福祉を推進する上で、計画の目指す地域福祉の方向性や取組みについて、市民、地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、市などの計画に関係するすべての人や団体が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市や社会福祉協議会の広報紙やホームページなどを通じた周知だけでなく、各地区での説明会を開催して地域福祉に関する市民の理解を深め、市と市民との協働による地域福祉活動の推進に努めます。

(2) 計画の点検・評価

本計画は、PDCAサイクルに基づいて実施します。PDCAサイクルとは、計画(Plan)を立て、それを実行(Do)し、結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行うという一連の流れを繰り返し、計画を継続的に改善していきます。

本計画は、平成30年度に中間評価（進捗確認）を行い、国の社会福祉制度改革の動向や福祉関連の個別計画との整合を図りながら、平成32年度に最終評価と計画の見直しを行い、第4次計画につなげていきます。



第2章 本市の地域福祉における推進すべき課題

本市では平成23年に第2次地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んでおります。新計画を検討するにあたり、三島市の地域福祉における現状を確認し、推進すべき課題を把握するため、三島市の統計データ（49頁）のほか、地域福祉計画に係る市民意識調査（64頁）、自治会役員や民生委員など地域福祉関係者の協力を経て実施した第2次地域福祉計画の検証（74頁）、各課において集約した市民意見等から、本市の地域福祉における推進すべき課題は次のとおりとなります。

【次の10項目を推進すべき課題とします。】

- (1) 福祉への関心の盛り上げ
- (2) 地域で集うきっかけや拠点づくり
- (3) ボランティア情報の積極的な発信
- (4) 福祉情報の提供と支援体制の充実
- (5) 公的サービスの質の向上
- (6) 要支援者に対する地域ぐるみの支えあい
- (7) 地域福祉を担う人材や組織の確保
- (8) 地域で連携して取り組む防災・防犯活動
- (9) バリアフリー化や公共交通の充実
- (10) 各自での健康への気遣い

（詳細は80頁を参照）

第3章 計画の理念と基本目標

1 基本理念及び目指す社会像

基本理念

ふれあい、支え合い、思いやりの気持ちを実践するまち

～目指す社会～

個人の尊厳を尊重し、
地域の中でその人らしく安心して暮らしていける地域社会

第2次三島市地域福祉計画では、地域住民はもとより、社会福祉事業者、地域で福祉にかかわる人々、行政等が連携し、地域における人と人とのつながりを大切にし、お互いに支え合う関係の構築に努めてきました。

本市では、自治会活動、ボランティア活動、NPO活動など様々な活動が展開されており、また、団体活動以外にも、あいさつ運動や声掛けなど、様々な形で多くの市民が地域福祉に貢献する取組みに携わっています。

こうした団体の活動や個人の取組みを広げていくには、誰もが他人の困難や悩みを自分自身にも起こり得る問題として受け止め、相手を思いやる気持ちを育むことが根底に必要です。同時に、育んだ思いやりの気持ちは、胸にしまっておくのではなく、行動や形で示し、伝えていくことが必要であり、こうした市民一人ひとりの取組みが未来の三島市を築いていくこととなります。

そこで、第3次計画では、市民の皆さんの思いやりの気持ちが行動となり、地域全体に伝わっていくようにという思いを込めて、基本理念を「ふれあい、支え合い、思いやりの気持ちを実践するまち」としました。

本計画では、第2次計画の取組みをさらに充実、発展させ、福祉に対する理解や関心を子どもの頃から高め、啓発活動を繰り返し行うとともに、福祉活動や地域活動への積極的な参画を促し、地域住民、ボランティア、社会福祉事業者、行政等、みんなが力を合わせた連携による地域ぐるみの福祉を進めていきます。

安心して子どもを産み育てられる社会、子ども達がやさしい心を育みながら育っていく社会、障がいがあってもあるいは高齢になって介護が必要になっても安心して暮らすことができる社会といった、個人の尊厳を尊重し、地域の中でその人らしく安心して暮らしていける地域社会の実現を目指し、本計画を進めていきます。

本計画では、個人の尊厳を尊重し、地域の中でその人らしく安心して暮らしている地域社会の実現に向けて、市と市民の役割を下記のように位置付けます。

市

～市民の取組みを応援するための施策の推進～

市民の福祉や地域社会への理解と関心を高め、より多くの市民参画を図るとともに、福祉の向上や地域社会の貢献につながる個人の取組みや団体での活動を支援し、それらの取組みや活動をつなげて、より効果的な活動に発展していけるような仕組みづくりを推進します。

また、より多くの市民参画を図るには、子どもから高齢者まで、様々な世代の参加促進に取り組む必要がありますが、それぞれの世代によって、興味、関心の対象は異なるとともに、時間的な制約等もあるため、無理のなく、継続的に市民が参加していけるような事業展開も工夫していきます。

市民

～何ができるか考え、取組みましょう～

福祉や地域社会の問題に対して理解を深めるとともに、地域の課題に気付いたり、周りの人が悩んでいる場合には、他人事とせず、自身自身にも起こりえる問題と受け止め、より良い地域社会にしていくために必要なことをみんなで考え、解決に向けて取組んでいきましょう。

	取組みの基本的な考え
幼児期～ 学童期～ 思春期～	仲良く遊び、助け合いながら、三島で過ごした時間や経験を大切に、後輩達に三島で経験できたことを伝えていたり、大人になって三島市以外の場所で暮らすことになったとしても、三島のことを忘れずに、三島との関わりを大切にしていける取組み。
青年期～ 壮年期～	家庭や職場での社会的な責任や役割を担いつつ、自分や家族が地域で安心して快適に過ごすためには、家庭や職場、地域で何ができるのか、家庭や仕事とのバランスを取りながら、地域社会に参加していく取組み。
高齢期～	退職や子どもの自立など人生の節目を迎え、時間的なゆとりが持てるようになった中で、これまで積んできた経験や知識を地域社会に還元しながら、新たな生きがいや人との交流につなげていく取組み。

なお、第4章「施策の展開」の、各目標に基づく「取組み」では、「市の施策」のほかに、「市民でできること」という項目を設けています。

“例えば...”の部分については、市民の皆さんの実際の取組みのヒントとして事例を記載しています。

日々の生活で必要だと感じたことや地域の方との話し合いの中などで出てきた良いアイデアなどを書き込み、実際に取組んでみましょう。

【第4章 施策の展開】より】

市民でできること

例えば...

- * 家庭でお年寄りや障がいのある方が不便に感じることを考えましょう。
- * 福祉に関する講演会や講習会に積極的に参加しましょう。
- * 自治会や自主グループなどで、福祉に関する勉強会を開催しましょう。



(皆さんで何ができるか書き込んで、取組んでみましょう！)



2 計画の基本目標

本市の推進すべき課題から、本計画では、次の3つを基本目標とします。

基本目標1 地域福祉への関心と市民参加を高める意識づくり

地域福祉を推進するためには、地域福祉への理解を深め、福祉を身近に感じられる環境をつくることが重要です。

そのため、地域福祉に関する周知活動や学習機会を充実し、住民一人ひとりの活動への参画を促進するとともに、地域での交流の機会を増やすことで地域住民のつながりを広げ、地域での支え合い、助け合いが育まれる環境を醸成していきます。

【目標に向けた指標】

指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
●福祉に関心がある市民の割合	73.9%	80.0%
●地域内の行事や自治会活動に参加・協力している市民の割合	59.6%	70.0%

基本目標2 地域をつなぎ福祉基盤を充実する仕組みづくり

支援を必要とする人に適切な支援が確実に届くようにするためには、地域住民、事業者、各種団体、行政等の連携による福祉基盤を築いていくことが重要です。

そのため、行政だけでなく地域に住む住民や活動している団体が連携し、支援が必要な人の把握から適切な支援へと結びつけていけるように情報提供や相談体制の充実とともに、「共助」・「公助」による福祉サービス基盤の整備を推進します。

【目標に向けた指標】

指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
●困ったときに助け合うことができるひとが近所にいる市民の割合	80.5%	90.0%
●高齢者や障がい者、子育てなどに対する地域での支え合いに参加したい市民の割合	52.1%	70.0%

基本目標3 健康で安全・安心に暮らせる環境づくり

誰もが地域で生き生きと安心して暮らすためには、市民一人ひとりが日頃から自分の健康を気遣うとともに、互いに近所や地域の状況を気にかけてながら生活していくことが重要となります。

そのため、地域の助け合いの中で防災や防犯に取り組む仕組みづくり、個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生きがい活動の推進、誰もが利用しやすい環境を築くためのバリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりなどを進めていきます。

【目標に向けた指標】

指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)
●避難行動要支援者対象者のうち地域への情報提供に同意を得られている市民の割合	49.4%	90.0%
●住まいの地域に高齢者や障がい者の暮らしに不便があると思う市民の割合	38.4%	30.0%

》》》 目標達成に向けて

地域福祉は、従来行政が担ってきた活動に加え、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図るため、きめ細かな活動によって地域の生活課題を解決していくという考え方に基づくものであり、住民が主体的に関わり、支え合うことが重要となります。

そのため、本計画は、地域住民、事業者、各種団体、行政等が地域福祉に取り組むための指針と位置づけ、地域福祉推進の中核的な推進主体となる市社協の策定する地域福祉活動計画とは、基本理念及び基本目標を共有し、プロセス全体を共有していくため目標指標を設定し、達成に向けて取り組んでいきます。

3 計画の体系

計画の基本理念

ふれあい、支え合い、思いやりの気持ちを実践するまち

基本目標1 地域福祉への関心と市民参加を高める意識づくり

- 1 地域福祉への関心・理解の促進 P14
- 2 地域でふれあう機会の創出 P16
- 3 地域活動やボランティア活動への支援 P18

基本目標2 地域をつなぎ福祉基盤を充実する仕組みづくり

- 1 相談体制の機能強化と情報提供の充実 P20
- 2 福祉サービスの提供体制や質の充実 P24
- 3 地域での支えあいやネットワークづくり P26
- 4 福祉に携わる人材の育成・確保 P28

基本目標3 健康で安全・安心に暮らせる環境づくり

- 1 地域防災力の向上 P30
- 2 犯罪や交通事故から市民を守る活動の推進 P32
- 3 誰にもやさしい生活環境の整備 P34
- 4 住民の生きがいと健康づくり P36

第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉への関心と市民参加を高める意識づくり

1 地域福祉への関心・理解の促進

現状と課題

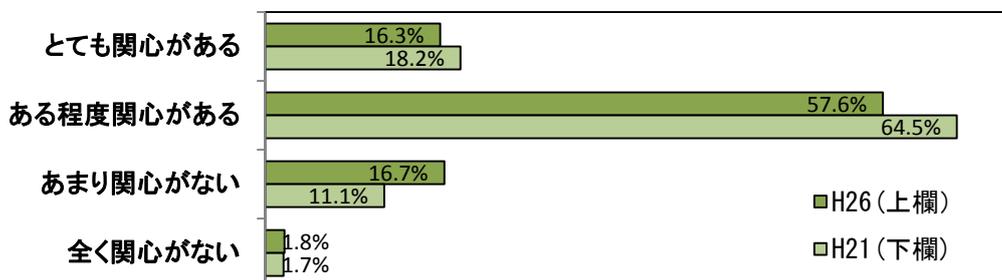
住民一人ひとりが、人を思いやる心や人権を尊重する心、助け合いや支え合いの心を持つことは、地域福祉の礎となる重要なものでもあります。しかし、核家族化や一人暮らしの増加、少子高齢化が進行し、地域社会が伝統的に担っていた機能や住民意識の変化が進み、地域での交流の減少とともに、人と人とのふれあいを通じた福祉の心を育むことが難しくなっています。

アンケート調査結果からも、福祉サービスの必要性を身近に感じている住民が増えている状況にも関わらず、福祉に対する住民の関心は高まりがみられない状況にあります。今後、少子高齢化や人口減少が一層進むことが予想される中、行政による福祉サービスだけでは、住民生活の支援には限界があり、住民同士の助け合いや支え合いが不可欠であるということ認識し、住民誰もが福祉に関心を持って、お互いを尊重し、共に生きる社会づくりを進めていくことが重要となります。

そのため、あらゆる年齢層の人が福祉体験や人権問題などを学んでいけるように、市、社協等さまざまな機関が連携して意識啓発や福祉教育に取り組んでいく必要があります。

■福祉への関心について

出典：H26地域福祉計画市民意識調査



目指す地域の姿

☆ ノーマライゼーション理念やソーシャルインクルージョン理念など、福祉にかかわる基本的な考え方が浸透し、すべての人が地域で自分らしく暮らせるように、地域住民の相互理解を深めるための機会が充実している地域を目指します。

市民の取組みを応援する市の施策

<p>● 地域福祉計画の周知</p> <p>住民、行政、福祉関係団体等が互いに連携した地域ぐるみの福祉推進に向け、市と市社協が協力して地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知に取り組めます。</p>
<p>主な施策 ☆地域福祉計画推進事業</p>
<p>● 福祉教育を学ぶ機会の提供</p> <p>福祉意識を醸成し、周りの人を尊重し、互いに支え合う思いやりの心を育むため、福祉体験や人権教室などにおける福祉教育を学習する機会の提供に取り組めます。</p>
<p>主な施策 ☆障がい者理解促進啓発事業 ☆高校生 1 日人権擁護委員委嘱事業 ☆こども人権教室の開催</p>
<p>● 差別や偏見の解消</p> <p>高齢者・障がい者の社会参加や雇用の促進に向け、障害者差別解消法の周知や啓発活動などをおして、住民や事業主の理解を深め、年齢や障がいによる差別や偏見の解消に取り組めます。</p>
<p>主な施策 ☆ノーマライゼーション普及啓発事業 ☆障がい者理解促進啓発事業（再掲） ☆障害者雇用促進事業</p>

市民でできること

例えば...

- ＊ 家庭でお年寄りや障がいのある方が不便に感じることを考えましょう。
- ＊ 福祉に関する講演会や講習会に積極的に参加しましょう。
- ＊ 自治会や自主グループなどで、福祉に関する勉強会を開催しましょう。



(皆さんで何ができるか書き込んで、取組んでみましょう！)

【用語の説明】

- ※ノーマライゼーション理念・・・障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え
- ※ソーシャルインクルージョン理念・・・社会的に弱い立場にいる人を社会から隔離、排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え

2 地域でふれあう機会の創出

現状と課題

地域福祉は、住民が地域社会に主体的に参加し、“支え、支えられる”という関係を構築していくことが重要となります。

しかし、核家族化などの家族形態の変化、人口の移動・流動性の高まり、世代間の価値観の差や個人主義的傾向の強まりなどにより、隣近所の人間関係も形成されにくい状況にあります。

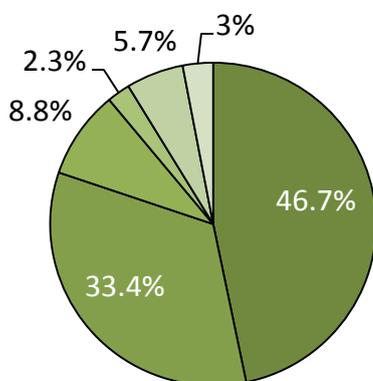
アンケート調査においても、近所づきあいに対する考え方には変化が見られ、近所付き合いの必要性を感じつつも、一定の距離を保ちながらの付き合い方を望んでいる傾向が強まりつつあるようです。

地域が果たす役割の重要性が改めて見直される中、住民相互のつながりが広がるように、個人情報の問題などに配慮しつつ、地域での出会いやふれあう機会を創出し、地域住民が活動できる場を充実していく必要があります。

また、一人暮らしの認知症や障害のある人などは、地域での支え合いが不可欠であるため、市民の正しい理解が普及するように取組んでいくことも重要となっています。

■近所づきあいに対する考え方

出典：H26地域福祉計画市民意識調査



- 近所に住むもの同士が、親しく相談したり、助け合ったりするのは当然である
- 近所付き合いはわずらわしいが、日常生活に便利なことが多いので必要である
- 近所付き合いはわずらわしいが多いためあまりしたくない
- 近所付き合いはなくても困らないので、必要ない
- わからない
- 無回答

目指す地域の姿

☆ 子どもから大人まで誰もが当たり前にあいさつや声かけを行い、年齢や障がいの有無、国籍の違いなどで地域から孤立することがなく、地域の誰もがつながりを持ち、コミュニケーションが盛んな地域を目指します。

市民の取組みを応援する市の施策

<p>● 世代間の交流機会の提供</p> <p>世代の異なる者同士が集い、互いの立場や考え方を理解してつながりを深めることができるよう、子どもから高齢者まで世代を越えてふれあう機会の提供に取り組めます。</p>	
主な施策	<p>☆市民すこやかふれあいまつり事業 ☆障がい者スポーツ大会開催 ☆公民館活動事業 ☆生涯学習推進事業・生涯学習事業 ☆箱根の里事業</p>
<p>● 地域で行うお祝い会の開催支援</p> <p>長年社会に貢献していただいた高齢者の御長寿をお祝いする敬老大会や、子どもの誕生を地域で歓迎するお祝い会の開催支援に取り組めます。</p>	
主な施策	<p>☆子どもは地域の宝事業 ☆地区敬老大会補助事業</p>
<p>● 交流拠点の整備や拡充</p> <p>地域交流の拠点となる集会所の老朽化に計画的に対処するほか、休閑地(空き地)を借り上げて子どもの遊び場やゲートボール場などの活用に取り組めます。また、引き続き交流の拠点となっている老人福祉センター、地域子育て支援センター等を維持していくほか、学校や保育園などの公共施設の利用開放にも取り組めます。</p>	
主な施策	<p>☆学校施設等開放事業 ☆保育園園庭開放事業 ☆休閑地対策事業 ☆地区集会所施設整備補助事業 ☆地域子育て支援センター事業 ☆老人福祉施設等管理運営事業</p>

市民でできること

例えば...

- ＊ 自分からあいさつをして、地域や近所の人たちとコミュニケーションをとりましょう。
- ＊ 隣近所や友人を誘って、地域の行事に参加しましょう。
- ＊ イベントや行事に参加しやすくなるような工夫を話し合みましょう。



(皆さんで何ができるか書き込んで、取組んでみましょう！)

3 地域活動やボランティア活動への支援

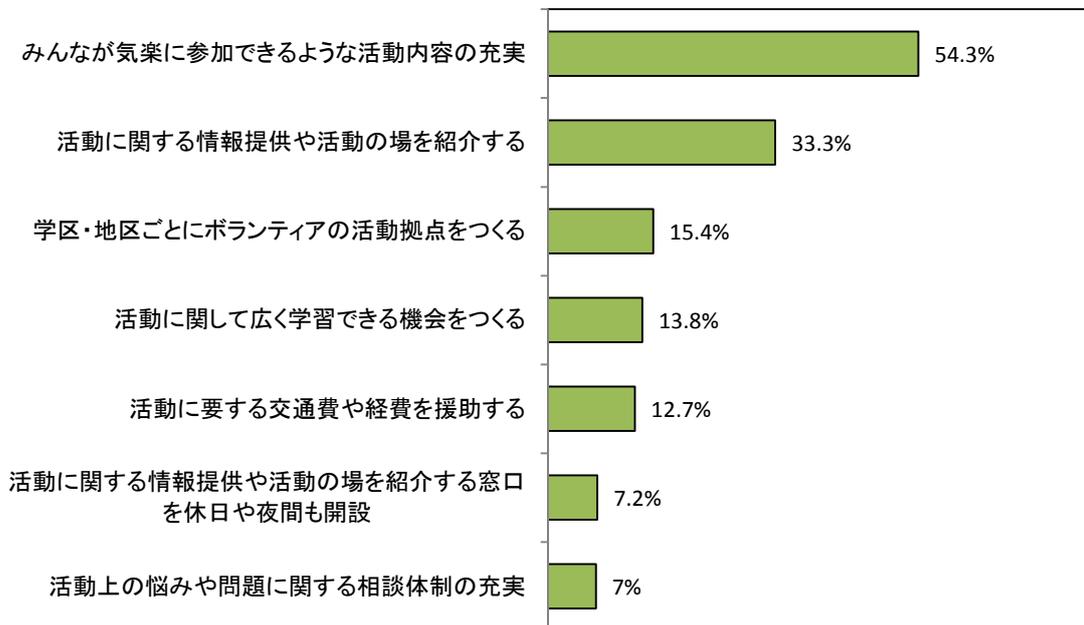
現状と課題

地域活動やボランティア活動などは、地域における生活課題の発見や、いざという時の手助けにつながる基本であり、重要な役割をもっています。また、住民が地域とのつながりを持つきっかけともなり、住民と地域社会との接点の役割も担っています。

本市においては、地縁に基づいた組織として、各地区に自治（町内）会が組織され、それらを統合する形で三島市自治会連合会があり、地域住民の福祉の向上と豊かな地域づくりなど、住民の地域生活の多くの側面を支えています。その他にも、民生委員・児童委員活動、保健委員活動、老人クラブ活動等が地域で取組まれています。

一方、特定の目的をもって組織された機能的な団体としては、ボランティアやNPOなどの市民活動団体の組織があります。活動内容は多岐にわたり、これからの地域福祉の担い手として期待され、市民活動センターなどを拠点に市民ニーズを掘り起こし、各団体の活躍の場が広がることが期待されます。

■ ボランティア活動を活発にするために必要だと思うこと



出典：H26地域福祉計画市民意識調査

目指す地域の姿

☆ 住民が自治会の活動やボランティア活動などに積極的に参加するとともに、住民や団体が持っているノウハウや強みを生かすことができる地域を目指します。

市民の取組みを応援する市の施策

<p>● 市民の新たなチャレンジへの助成</p> <p>行政課題の解決や地域の活性化、地域の絆づくりにつながる市民団体の創意と工夫にあふれる活動に対する助成に取り組めます。</p>	
<p>主な施策</p>	<p>☆市民主体のまちづくり活動費補助事業 ☆地域コミュニティ活動事業補助事業 ☆子育て支援団体等活動費補助事業</p>
<p>● 地域で取組まれている活動への支援</p> <p>NPOやボランティア団体に対し市民活動センターの会議室や印刷機を無料で貸し出すほか、団体の情報発信などを行い、市民がボランティア活動を始めきっかけづくりに取り組めます。また、市民ポータルサイトや地域SNSを運営し、団体間の情報発信や情報共有など、インターネットでの交流促進に取り組めます。</p>	
<p>主な施策</p>	<p>☆市民活動推進事業 ☆NPO・ボランティア活動推進事業 ☆NPO・ボランティア情報発信事業 ☆eコミュニティまちづくり事業</p>
<p>● 既存団体への助成</p> <p>三島市自治会連合会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、その他各種団体等の地域活動に取り組んでいる団体への助成に取り組めます。</p>	
<p>主な施策</p>	<p>☆三島市自治会連合会活動等支援事業 ☆地域福祉推進事業補助事業 ☆民生委員児童委員活動補助事業 ☆老人クラブ育成事業 ☆社会教育関係団体への補助事業 ☆各種スポーツ団体支援事業</p>

市民でできること

例えば...

- ＊ 地域活動の情報を集め、興味の湧く活動に参加しましょう。
- ＊ 自治会に未加入の人や転入者に積極的に声をかけましょう。
- ＊ 身近なことから始められるボランティア活動に取り組みましょう。



(皆さんで何ができるか書き込んで、取り組んでみましょう！)

基本目標2 地域をつなぎ福祉基盤を充実する仕組みづくり

1 相談体制の機能強化と情報提供の充実

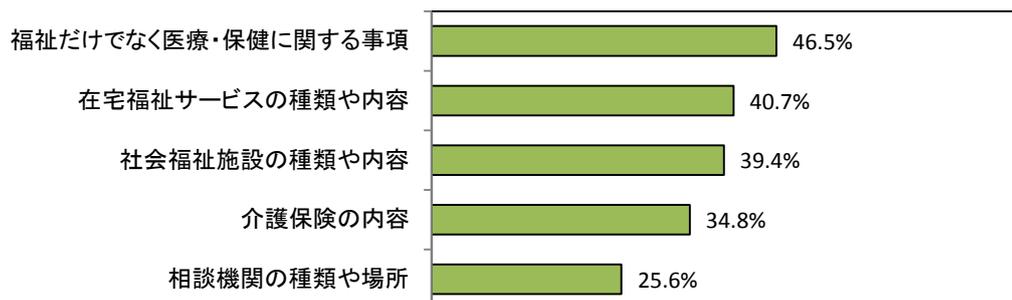
現状と課題

福祉制度においては、様々な制度改正を経て、サービスの種類や提供者も多様化し、利用者が福祉サービスを選択・決定する時代へと移り変わり、自分らしい生き方を実現するための選択肢は増えました。しかし一方で、サービスや制度が複雑化し、自分にもっとも適したサービスの選択が難しくなっている側面もあり、効果的な情報提供や相談体制の役割はより一層大きなものとなっています。

アンケート調査では、市民が求める情報は福祉にとどまらず、医療なども含めた多様な情報を求めている状況がうかがえるほか、年齢や性別により情報の入手方法の違いや、障がいによって情報の入手手段が限定されている方もおり、情報の充実とともに多様な提供手段を検討することが必要です。また、近年ではインターネットを利用した情報の入手ができる人とできない人では、入手できる情報量に格差が生じている状況も配慮していかなければなりません。

相談支援についても、本市では各分野における公的な相談窓口のほか、民生委員・児童委員による相談活動などに取組んでいます。地域から孤立している市民もあり、困った時や支援が必要な時に身近で気軽に相談できる体制とともに、地域における課題や問題の早期発見や深刻な事態になる前での適切に対応につなげていける仕組みも欠かせません。

■福祉に対して得たい情報や知識（上位5項目）



出典：H26地域福祉計画市民意識調査

目指す地域の姿

☆ 困りごとを抱えて孤立してしまう人がいないよう、気軽に相談ができ、適切な情報提供や支援につなげられる体制の充実した地域を目指します。

(1) 相談体制の強化

市民の取組みを応援する市の施策

<p>● 相談体制の連携強化</p> <p>多様な相談への的確な対応と迅速な支援につなげるため、各分野の専門相談窓口を充実するとともに各種相談員の連携強化に取り組めます。</p>	
<p>主な施策</p>	<p>☆福祉総合相談窓口事業 ☆地域包括支援センター運営事業 ☆家庭児童相談室の運営 ☆児童虐待・DV対策事業 ☆療育支援相談事業 ☆妊娠・出産包括支援事業 ☆不登校対策事業 ☆家庭教育支援事業</p>
<p>● 民生委員・児童委員活動の周知</p> <p>地域の身近な相談相手として日々活動している民生委員・児童委員の役割や活動内容をホームページや広報等を利用して周知に取り組めます。</p>	
<p>主な施策</p>	<p>☆民生委員・児童委員活動の周知</p>
<p>● 公的相談窓口の充実</p> <p>多様な福祉の相談窓口を市庁舎に設置するほか、生活支援センター、街中ほっとサロン、社会福祉会館といった庁舎外での相談や外国籍の人からの相談支援にも取り組めます。</p>	
<p>主な施策</p>	<p>☆生活困窮者自立支援事業 ☆高齢者暮らし相談事業 ☆おれんじほっとサロン ☆障害者相談支援事業 ☆保育コンシェルジュ ☆健康相談・育児相談事業 ☆外国籍市民相談事業</p>

市民でできること

例えば...

- ＊ 近所とは困りごとを気軽に話せるような関係を心がけましょう。
- ＊ 悩みを抱える人に気付いたら、市や民生委員への相談を促しましょう。
- ＊ 地域で解決が困難な内容は市の相談窓口へつなぎましょう。



(皆さんで何ができるか書き込んで、取組んでみましょう！)

(2) 情報提供の充実

市民の取組みを応援する市の施策

<p>● 福祉制度やサービスの周知</p> <p>福祉制度の改正や福祉サービスの周知を図るため、制度や各種サービス等の情報を積極的な発信に取組みます。また、必要に応じて地域での説明会の開催に取組みます。</p>
<p>主な施策 ☆福祉情報の積極的な発信</p>
<p>● 多様な手段による情報提供</p> <p>情報入手方法を幅広く提供するため、広報紙のほか、コミュニティFM放送、CATV、ホームページなどの様々な媒体での情報提供に取組みます。</p>
<p>主な施策 ☆「広報みしま」広報事業 ☆コミュニティFM広報事業 ☆有線テレビ広報事業 ☆公式ホームページ広報事業</p>
<p>● 情報のバリアフリー化の推進</p> <p>言語の違いや障がいの状況などに配慮した情報提供を行うため、年齢や多言語に配慮したホームページの作成や、ボランティア団体の協力を得て広報みしまの点字化や音声化に取組みます。</p>
<p>主な施策 ☆広報みしまの点字化・音声化</p>

市民でできること

例えば...

- ＊ 広報紙などの福祉サービス等の情報をきちっと読みましょう。
- ＊ 知り得た情報は、情報を必要としている家族や知人に伝えましょう。
- ＊ 自治会などの会合で、気づいた地域課題を意識的に話題にしましょう。



(皆さんで何ができるか書き込んで、取組んでみましょう！)

ちょっと紹介

～～公的相談窓口の充実～～

三島市生活支援センター 平成27年4月開所

三島市では、日々の暮らしやお仕事のことでお困りの市民の方を対象に、幅広く相談を受け、お困りごとの解決に向けてのアドバイスやお手伝いをする、「三島市生活支援センター」を平成27年4月1日よりオープンしました。

三島市生活支援センターでは、「仕事が見つからない」、「家賃が払えない」、「住むところがない」、「病気で働けない」など、暮らしや仕事に関する様々なお困りごとのほか、「社会に出るのが怖い」、「将来が不安」といった悩み事の相談を、専門の相談支援員がお受けします。



【住所】東本町1丁目2番6号 栄光ビル1 1階

【受付】月～金 8:30～17:15（土日祝日・年末年始は休み）

生活のこと

- ・借金が払えず、どうしていいかわからない。
- ・重い病気になってしまった。生活を維持できるか心配。
- ・家賃が払えず、住む家がなくなりそう。
- ・親の介護で働きに出られないので、生活費がない。
- ・ひきこもりの子供の将来が心配。
- ・社会から孤立し、話し相手が欲しい。
- ・ガス、水道、電気が止められそう。
- ・住まいの環境が悪い、眠れない。

仕事のこと

- ・仕事を探しているが見つからない。
- ・しばらく仕事から離れていたので仕事ができるか不安。
- ・仕事の探し方や就職方法がわからない。
- ・就職するために職場体験してみたい。
- ・どんな仕事に向いているのかわからない。

2 福祉サービスの提供体制や質の充実

現状と課題

地域に暮らす誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスの充実は欠かすことができません。

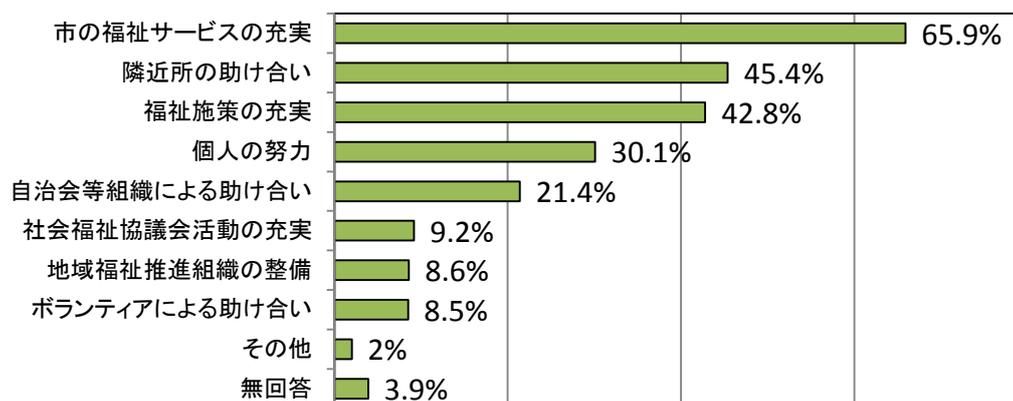
本市では、福祉サービスについては、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画、障害福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康づくり計画」といった個別計画において、サービス内容の充実や質・量の確保に努めています。

しかし、少子高齢化や家族形態の変化が進む中で、更なるニーズの増加、多様化が予想されており、アンケート調査においても、福祉サービスに対する市民ニーズの高まりがうかがえます。

市民が安心して生き生きと暮らすことができるよう、各分野の計画に基づくサービスの種類・量の充実に努めるとともに、サービス利用者の権利保障の充実、サービス提供事業者へのサービス評価の導入促進を図るなど、誰もが安心して質の高いサービスを利用できるようにしていく必要があります。

また、福祉サービスの利用については、利用者本人の意思が最大限尊重されることが求められますが、高齢者や障がい者の中には十分な判断を行うことができない方も少なくありません。判断能力が十分でない人であっても安心してサービスを受けることができる支援体制も必要です。

■安心して暮らしていくために大切なこと 出典：H26地域福祉計画市民意識調査



目指す地域の姿

☆ サービス利用者の権利が守られ、自分に適した質の高いサービスが安心して利用できるような地域を目指します。

市民の取組みを応援する市の施策

<p>● 個別計画の適正な進行管理</p> <p>福祉施策を着実に推進していくため、個別計画の適正な進行管理や見直しに取組みます。</p>	
主な施策	☆個別計画の適正な推進（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障害者計画、障害福祉計画、健康づくり計画）
<p>● 適切なサービスを選択する支援</p> <p>判断能力が十分でない人も、適切なサービスを選択・利用できるように、成年後見制度の利用支援や社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」の利用促進に取組みます。</p>	
主な施策	☆成年後見制度利用支援事業 ☆日常生活自立支援事業（市社協）の利用促進
<p>● 苦情、要望に対する誠実な対応</p> <p>介護相談員による、利用者の要望や苦情の施設への伝達や、地域密着型サービス事業者等の指導・監督を通して福祉サービスの向上に取組みます。また、市役所に寄せられる苦情は迅速に処理し、誠実な対応に取組みます。</p>	
主な施策	☆介護相談員派遣事業 ☆地域密着型サービス事業者への指導監督 ☆苦情処理体制の充実 ☆市立保育園苦情解決事業

市民でできること

例えば...

- ＊ わからないことをあいまいにせず、自分に合ったサービスを選びましょう。
- ＊ 福祉サービスの改善につながるよう、アンケートなどの調査では自分の意見をきちんと伝えましょう。



（皆さんで何ができるか書き込んで、取組んでみましょう！）

3 地域での支えあいやネットワークづくり

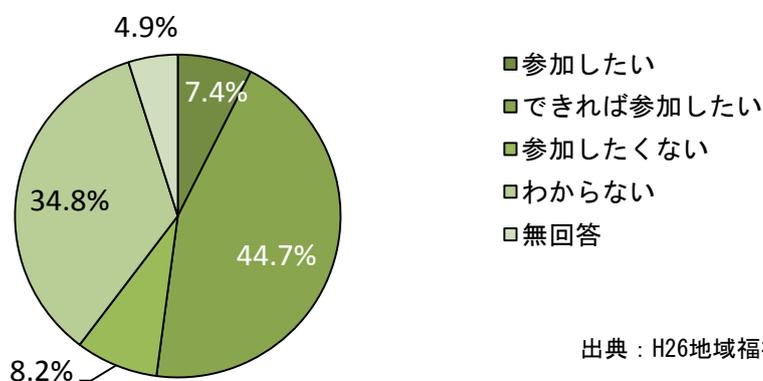
現状と課題

少子高齢化や核家族化が進む中で、地域社会では、公的な福祉サービスの対応だけでは困難なケースが増加し、ゴミ出しや電球の交換といった軽易な手助けに対するニーズの増加も予想されます。また、認知症や引きこもりなどの社会的排除や地域の無理解から生まれる問題などもあり、一人暮らし高齢者の孤独死や高齢者虐待、児童虐待、生活に困窮する家庭等の問題は、事件になってから表面化することが多く、地域での対応の重要性が増しています。

地域社会の中で生涯にわたって安心して暮らしていくためには、個人の努力のほか、隣近所や自治会組織等による助け合いなど、多様な形での支え合いが必要であることを市民も認識しており、アンケート調査でも地域での支え合い活動には過半数の方が参加したい気持ちを持っている様子がうかがえます。

地域で暮らす人々が、それぞれの尊厳を保ち、自分らしい暮らしを生涯にわたって送れるように、市民、自治会・町内会、ボランティア、民生委員・児童委員、事業者、行政等が連携し、地域できめ細かなセーフティネットの構築を促進していく必要があります。

■高齢者、障がい者等に対する地域での支え合い活動への参加意向



出典：H26地域福祉計画市民意識調査

目指す地域の姿

- ☆ 地域の課題を地域で共有し、意見交換や解決に向けて取組むとともに、高齢者や障がい者、児童等の虐待やDVの未然防止に向けて、地域の中での見守りや異変を察知した場合に速やかに対応できる地域を目指します。
- ☆ 誰もが住みなれた場所で自分らしい暮らしを送れるように、地域包括ケアシステムが構築された地域を目指します。

市民の取組みを応援する市の施策

<p>● 地域課題の情報共有の場づくり</p> <p>地域で活動する団体のリーダーを一堂に会し、各団体活動における課題などの情報交換をとおして地域の課題を共有し、課題解決に向けて話し合う場に取り組めます。</p>
<p>主な施策 地域づくり市民会議事業</p>
<p>● 横断的な情報共有体制の推進</p> <p>子どもの見守りや、不登校・虐待問題を早期発見し適切な対応を図るため、関係機関で情報の共有を図り、最善の方法を協議し対策に取り組めます。</p>
<p>☆子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ☆学校支援地域本部事業 ☆三島市問題行動担当者会、三島市不登校児等担当者会 ☆障がい者虐待防止地域連絡会 ☆高齢者虐待防止地域連絡会</p>
<p>● 孤立しがちな高齢者等の見守り</p> <p>昼食配達時の一人暮らし高齢者等の見守りや、認知症高齢家族への徘徊探知機の貸し出しなど、高齢者等を見守るネットワークの強化に取り組めます。</p>
<p>主な施策 ☆認知症高齢者見守り事業 ☆給食サービス事業</p>

市民でできること

例えば...

- ＊ 近所のちょっとした変化に気が付いたら声をかけましょう。
- ＊ 集会所などを利用して、高齢者などの居場所づくりを考えましょう。
- ＊ 登下校時の声掛けや防犯パトロールを行い、子ども達を見守りましょう。



(皆さんで何ができるか書き込んで、取組んでみましょう！)

4 福祉に携わる人材の育成・確保

現状と課題

市民による地域福祉活動が安定し、継続的であるためには、市民の支え合いとともに、活動の核となる人材の育成・確保が重要となります。

本市では、人口減少や少子高齢化が進行することが予想され、今後、担い手不足は深刻化していくことが懸念されます。

そのため、幅広い年齢層の市民に地域福祉への関心を高め、福祉人材の確保に努めていく必要があります。

また、団塊の世代が高齢期を迎え、団塊の世代や元気な高齢者がもつ豊富な知識や経験を地域社会で活かし、地域福祉の担い手として地域で活躍できるように養成講座の開催や、地域活動を積極的に行うリーダーとしての活躍できるような人材の育成に取り組む必要があります。



認知症サポーター養成講座の様子

目指す地域の姿

☆ 多様な知識、経験、技術のある地域の担い手が活躍する地域を目指します。

市民の取組みを応援する市の施策

<p>● 養成講座の開催</p> <p>地域安心サポーター「レインボー」、認知症サポーター、ゲートキーパーなど地域福祉の担い手となる人材の養成に取り組めます。</p>
<p>主な施策 ☆認知症サポーターの養成 ☆ゲートキーパーの養成 ☆地域安心サポーターの養成</p>
<p>● 民生委員・児童委員研修の支援</p> <p>住民ニーズの多様化とともに、民生委員・児童委員に寄せられる相談内容は多岐にわたっており、住民からの相談に適切に対応し、迅速な支援につなげるため委員研修の充実や県外研修の助成に取り組めます。</p>
<p>主な施策 ☆民生委員・児童委員への研修支援</p>
<p>● 将来を見据えた組織、人材の確保</p> <p>地域コミュニティ協議会の設置や地域包括ケアシステム構築にむけ、地域住民や団体をコーディネートする人材の育成や、増加が見込まれる後見業務を適正に行う法人や市民後見人の必要性の検討に取り組めます。</p>
<p>主な施策 ☆地域づくりコーディネーターの確保 ☆生活支援コーディネーターの確保</p>

市民でできること

例えば...

- ＊ 自治会役員などを引き受けたり、地域の活動に積極的に関わりたい。
- ＊ 住民や団体の持っている技術や知識を地域の活動に活かしたい。
- ＊ 地域で活動している方の知識や経験は後継者につないでいきたいと思います。



(皆さんで何ができるか書き込んで、取組んでみましょう！)

【用語説明】

※地域安心サポーター「レインボー」・・・地域包括支援室が養成に取り組んでいる、地域サロンの立ち上げや、地域包括支援センターの活動協力、地域の見守りと声かけなどに取り組んでいただけの人材

※ゲートキーパー・・・自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図る人材

基本目標3 健康で安全・安心に暮らせる環境づくり

1 地域防災力の向上

現状と課題

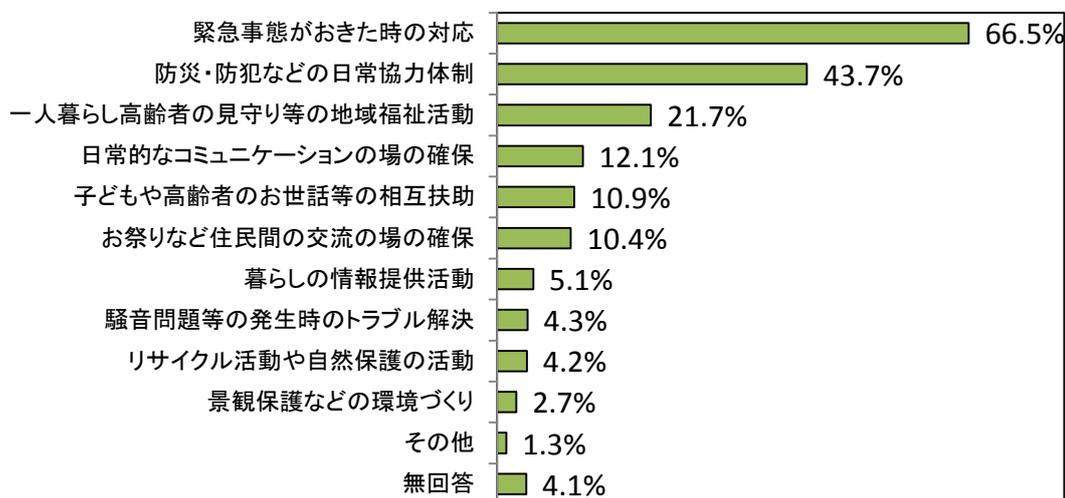
近年、台風・地震等による災害などを契機として、あらためて地域のあり方が問われており、特に、要介護認定者や障がい者などの避難に支援を要する人（以下、「避難行動要支援者」という。）の所在をどのように把握するのか、また、緊急時の救援活動のあり方などが課題となっています。

アンケート調査でも、地域社会における役割として、災害時における対応を期待する市民が多くいる様子が見えます。

本市では、避難行動要支援者名簿を作成し、自治会や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、災害時における避難行動要支援者の安全確保に努めています。しかし、避難行動要支援者名簿に記載されていなくても、妊産婦や乳幼児、外国人等も災害時に配慮が必要とされ、そうした市民も含めた災害時における安全確保には、市民の防災意識を一層高めるとともに、自主防災組織をはじめとする地域の各種団体・ボランティア等による地域の防災力の向上を図っていく必要があります。

■ 地域社会に期待する役割

出典：H26地域福祉計画市民意識調査



目指す地域の姿

☆ 自主防災組織を中心に地域の防災対策に日頃から取り組み、災害に強い地域を目指します。

市民の取組みを応援する市の施策

● 配慮が必要な方の迅速な避難支援体制の構築

高齢者、障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な方を日頃より把握し、災害発生時に速やかな避難支援が行えるよう取組みます。また、聴覚・音声・言語機能障がいの方（FAX所持者）には、Fネットを利用した地震・風水害の自然災害や火災などの情報連絡に取組みます。

主な施策 ☆避難行動要支援者避難支援推進事業 ☆Fネットを利用した情報提供

● 福祉施設との災害時協定の締結

一般の避難所での避難生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児に配慮した避難場所を確保し、速やかな搬送が行えるよう、市内の特別養護老人ホーム、障害者支援施設、保育園等と福祉避難所協定の締結に取組みます。

主な施策 ☆福祉避難所協定の締結

● 防災意識の啓発や自主防災組織への支援

市民一人ひとりの防災意識の高揚や、地域での自主防災組織の自発的な活動を支援するため、啓発活動や防災資機材の整備促進に取組みます。

主な施策 ☆自主防災組織資機材購入補助事業 ☆防災訓練事業 ☆防災に関する住民啓発・教育事業

市民でできること

例えば...

- * 災害時に助け合えるような近所づきあいを日頃から心がけましょう。
- * 防災訓練などへの参加を積極的に呼びかけましょう。
- * 避難行動要支援者名簿をどのように活用できるか考えましょう。



（皆さんで何ができるか書き込んで、取組んでみましょう！）

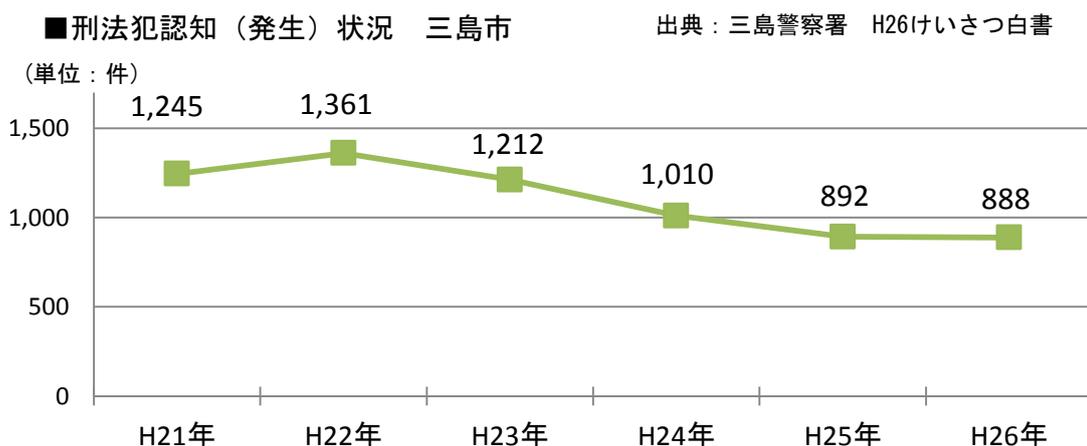
2 犯罪や交通事故から市民を守る活動の推進

現状と課題

子どもや女性などを狙った不審者による声かけやひったくりなどの犯罪、高齢者や障がい者を狙った振り込め詐欺、悪質商法などの消費者被害に対する対策は、地域における防犯力の向上が重要となっています。本市では、防犯講座・防犯教室をとおした防犯意識の啓発や子どもの安全確保のための取組みを実施しています。

また、違法駐車や放置自転車は、高齢者や障がい者の歩行の妨げや視界を遮ることになり、幼児や児童の飛び出しによる交通事故を引き起こす危険もあります。交通弱者にやさしいまちづくりには、交通ルールや運転マナーをお互いに守りあう必要があります。本市では、年齢層に応じた交通安全教室の開催や交通安全運動を通して、交通ルールや運転マナーの向上に努めています。

今後もこれらの取組みを継続しながら、地域住民が犯罪や交通事故に巻き込まれることのないように、地域ぐるみの対策を充実していく必要があります。



目指す地域の姿

☆ 防犯パトロールなどに日頃から取組むとともに、交通ルールや運転マナーを大人が手本となって子どもに示す地域を目指します。

市民の取組みを応援する市の施策

● 防犯活動の推進

犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、街頭キャンペーンや自治会での地区集会の実施に取り組めます。また、警察と連携し、犯罪発生状況などの広報を行い、市民の防犯意識啓発や、夜間の安全確保に向けた LED 防犯灯の適切な設置に取り組めます。

主な施策 ☆市民防犯意識啓発事業 ☆防犯灯維持管理事業 ☆社会を明るくする運動

● 子どもの安全確保

地域の子どもの犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、電子メール、携帯電話、FAX等を利用して学校からの登下校情報や不審者情報の発信や、スクールガードの協力による見守り活動を推進し、子どもの安全確保に取り組めます。

主な施策 ☆子ども安全連絡網整備事業 ☆地域安全ボランティア活動事業

● 交通安全に対する啓発

年齢層に応じた交通安全教室を開催し、交通事故の危険性を伝え、交通ルールや運転マナーの啓発に取り組めます。

主な施策 ☆交通安全教育指導事業

市民でできること

例えば...

- ＊ 防犯パトロールや防犯講座に参加しましょう。
- ＊ 児童・生徒の下校時に外に出て子どもたちを見守りましょう。
- ＊ 交通ルールや運転マナーを守り、大人が子どもに手本を示しましょう。
- ＊ 出会った人に声掛けし、不審者が寄り付きにくい地域を作りましょう。



(皆さんで何ができるか書き込んで、取組んでみましょう！)

3 誰にもやさしい生活環境の整備

現状と課題

高齢者や障がい者、子ども連れの方などが安心して利用できる、ユニバーサルデザインに基づく快適な環境づくりが求められています。

本市では、「移動円滑化基本構想」に基づき、公園や道路などのバリアフリー化を順次進めているところです。また、交通面では、地域によっては公共交通機関が十分でないため、車が運転できないと移動に不便が生じ、買い物や病院、公共施設等に気軽に出掛けられないという状況もあります。

今後も引き続き、ユニバーサルデザイン理念の普及とともに、公共施設等のバリアフリー化を推進し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人が利用可能な公共施設や交通機関等の充実に取組んでいく必要があります。



体育館入口にスロープを設置（山田小学校）

目指す地域の姿

☆ ユニバーサルデザイン理念の普及やバリアフリー化が進んだ誰にもやさしい生活環境に配慮された地域を目指します。

【用語の説明】

※ユニバーサルデザイン・・・「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように環境や製品をデザインすること。

※バリアフリー化・・・障害者、高齢者等にとって生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除いた状態を進めていくこと。

市民の取組みを応援する市の施策

<p>● 心のバリアフリーの推進</p> <p>障がい者等の困難を自らの問題として認識し、助け合いの意識醸成に向けて、講話や福祉体験学習を通した心のバリアフリーに取り組めます。</p>
<p>主な施策 ☆バリアフリー教室の開催</p>
<p>● 公共施設のバリアフリー化</p> <p>道路、トイレ等のバリアフリー化や、色覚バリアフリーに配慮したパンフレット等の作成に取り組めます。また、指定避難所となっている屋内運動場の出入口は、車椅子や高齢者の移動に配慮したスロープの設置に取り組めます。</p>
<p>主な施策 ☆各小中学校屋内運動場スロープ設置事業 ☆各小中学校トイレ改修事業 ☆ユニバーサルデザイン推進事業</p>
<p>● 高齢者や障がいのある方の移動手段の確保</p> <p>事業者が撤退したバス路線でのコミュニティバスの運行や、乗降しやすい超低床バスの導入や、高齢者のバス等の乗車に対する助成に取り組めます。</p>
<p>主な施策 ☆高齢者バス利用事業 ☆超低床ノンステップバス導入補助事業 ☆きたうえ号・ふれあい号・玉沢線等自主運行バス事業</p>
<p>● 聴覚障がいのある方との意思疎通の支援</p> <p>依頼により手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の意思伝達手段の確保に取り組めます。</p>
<p>主な施策 ☆手話通訳者、要約筆記派遣事業</p>

市民でできること

例えば...

- ＊ 福祉体験学習を地域でも開催しましょう。
- ＊ 道路などの不便な箇所は、市に報告しましょう。
- ＊ 障がい者用の駐車スペースの適切な利用を心がけましょう。



(皆さんで何ができるか書き込んで、取り組んでみましょう！)

4 住民の生きがいと健康づくり

現状と課題

社会環境や生活習慣の変化などにより、ストレスを抱える人や生活習慣病にかかる人が増加していることから、健康づくりに注目が集まっています。そうした中、本市では、「スマートウエルネスみしま構想」を掲げ、“健幸”都市の実現を目指しています。

健康に関しては市民の関心も高く、「幸福感を判断する際に重要視するもの」について調査を行ったところ、「健康状況」という回答が最も多い結果となっています。

今後、高齢化が進む中で、市民が生涯健康で生き生きと地域で暮らしていけるように、市民が主体の健康づくり活動の支援や生きがいづくりに重点を置き、保健、医療、福祉が連携した環境整備を展開していく必要があります。

■ 幸福感を判断する際に重視した事項

出典：H27市民意識調査（市民相談室）

区分	有効回答数（件）	家計の状況（所得・消費）	就業状況（仕事の有無・安定）	健康状況	自由な時間	充実した余暇	仕事の充実度	精神的なゆとり	生きがい、社会貢献などの	家族関係	友人関係	職場の人間関係	地域コミュニティとの関係	無回答
H25年度	1,153件	50.9	25.5	60.4	28.5	22.2	13.9	42.4	21.4	57.0	30.4	10.2	8.2	2.3
H26年度	1,146件	50.7	27.0	60.7	29.7	21.8	15.3	44.2	21.1	58.6	28.1	10.5	7.7	1.7
H27年度	1,175件	20.1	21.4	61.0	34.6	20.0	16.5	37.1	23.2	54.0	29.7	11.8	9.5	1.8

（単位：％）

目指す地域の姿

☆ 身近な地域での健康づくり活動を通じて、地域住民が健康で生き生きと暮らす地域を目指します。

市民の取組みを応援する市の施策

<p>● 「スマートウエルネスみしま」の推進</p> <p>幅広い市民活動に対するポイント制度を導入し、市民の健康づくりを進めるとともに、健やかで幸せなまちづくりに取組みます。</p>
<p>主な施策 ☆スマートウエルネスみしま推進事業（健幸マイレージ事業）</p>
<p>● 地域で行う健康づくり</p> <p>保健委員を中心に、町内別健康相談会、健康づくり料理教室、受診率向上キャンペーンなどの実施に取組みます。また、寝たきり予防に向けて地域で自主的に活動している高齢者のグループに対し、血压測定、健康体操、レクリエーションなどの支援に取組みます。</p>
<p>主な施策 ☆健康づくり地区組織活動事業 ☆地域介護予防活動支援事業</p>
<p>● スポーツを通じた生きがいや健康づくり</p> <p>学校教育に支障のない範囲で、体育館やグラウンドなどの学校施設の開放や、小学校区運動会、スポーツ大会の開催に対する助成に取組みます。</p>
<p>主な施策 ☆学校体育施設開放事業 ☆各種スポーツ大会支援事業</p>
<p>● 高齢者等の生きがいや社会参加の支援</p> <p>高齢者等が孤立せず、生き生きとした生活が営めるよう、趣味や就業を通じた生きがいづくりや社会参加の促進に取組みます。</p>
<p>主な施策 ☆生きがい教室管理運営事業 ☆シルバー人材センター育成事業 ☆生涯学習事業（指導者登録紹介事業）</p>

市民でできること

例えば...

- ＊ 健康を意識して生活し、定期的に健康診査を受診しましょう。
- ＊ 地域の健康づくりや生きがいサークルに参加しましょう。
- ＊ 趣味や特技をお持ちの方が活躍できる場を設けましょう。



（皆さんで何ができるか書き込んで、取組んでみましょう！）

第5章 新たに始まった取組み

新たな取組1 生活困窮者への支援体制の整備

近年、全国的に生活保護受給者や稼働年齢層受給者が増加しており、本市においても生活保護受給者は増加傾向が続いています。

その背景には、就労できない人や就労していても十分な収入が得られない人の増加や、また、ニートや引きこもりなど、人間関係の構築がうまくいかずに困窮状態に至りやすい人の増加などがあり、経済社会の構造的な変化の中で、多くの人がこうした生活困窮に至るリスクに直面しているといえます。

こうした中で、これまで十分ではなかった、生活保護受給に至る前の段階の生活困窮者に対するセーフティネットを拡充するため、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。

本市では、同法の趣旨に基づいて、生活困窮者の自立支援について本計画に反映し、地域における生活困窮者の的確な把握から、個人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援、地域における自立・就労支援等の体制構築など、個々の状態に寄り添った支援を行っていきます。

■ 生活困窮者の早期把握 ■

複合的な課題を抱える生活困窮者の相談を受け付ける相談窓口を設置するとともに、関係課・室からなる生活困窮者自立支援庁内連絡委員会を通じて関係課へ協力の依頼を行います。

また、市の広報紙、ホームページ、チラシ、ポスター等での周知のほか、自治会（町内会）、民生委員、地域包括支援センター、NPO等関係機関に情報提供を依頼し、生活困窮者の早期把握に努めます。

■ 生活困窮者自立支援法に基づく事業展開 ■

生活困窮者自立支援法では、自立相談支援事業と住居確保給付金の支給の2つは福祉事務所を設置する自治体が必ず実施しなければならない事業（必須事業）、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業等の事業は地域の実情に応じて実施するかどうかを選択できる事業（任意事業）とされています。

複合的な課題を抱える生活困窮者には、個々の状況に応じて複数の支援を包括的に行うことが必要であるため、本市では、必須事業と合わせて、必要性が高いと認める任意事業についても実施します。

(1) 自立相談支援事業（必須事業）

事業の概要及び目的

生活困窮者自立支援法による事業の中核的な存在で、生活困窮者からの相談を幅広く受け付け、生活困窮者の抱える課題を評価・分析し、ニーズを把握するとともに、ニーズに応じた支援が計画的・継続的に行われるよう、支援計画（プラン）を作成します。さらに、支援計画に基づく各支援が包括的に行われるよう、関係機関と連絡調整等の業務を行います。

支援の内容は、経済的自立に向けた就労支援が中心となりますが、就労に向けた支援を行う上で妨げとなる生活面や健康面での課題についても、本人に寄り添いながら、一つ一つ解決に向けて取り組んでいきます。

また、生活困窮者の多くは、背景に複合的な課題を抱えていることから、自立相談支援事業では、できるだけ対象者を幅広くとらえ、関係機関との連携により、生活困窮者が制度の狭間に陥らないようにすることが求められています。このため、自立相談支援事業では、利用にあたって資産や収入に関する具体的な要件は設けられていません。

市の取組の方向

本市では、自立相談支援機関として市内の民間ビル内に相談窓口となる「三島市生活支援センター（以下、「生活支援センター」という。）」を設置し、生活困窮者からの相談への対応を行います。

生活支援センターの運営は、これまでの実績等を踏まえ、(株)東海道シグマに委託しています。生活支援センターには主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置します。これらの支援員には、社会福祉士、介護福祉士、産業カウンセラー、ジョブ・カード作成アドバイザーなどの有資格者を充てています。

生活支援センターでは、支援にあたっての関係機関との連絡調整や就労支援なども行っており、市は事業者と連携して、適切な支援の実施に努めます。

また、相談窓口まで相談に来ることが難しい方については、自立支援相談機関と市役所窓口・地域組織等との連携による生活困窮者の把握と支援を行います。

市役所窓口や地域組織等で生活困窮者を把握した場合は、生活困窮者が生活支援センターの相談窓口へつながるよう制度の周知・理解を図り、また、生活困窮者についての情報提供を受けた場合に、必要に応じて生活支援センターの相談支援員が訪問支援を行います。

なお、市は、支援員による的確な相談対応が図れるよう、国などが実施する研修への参加を促進し、資質の向上に努めます。

(2) 住居確保給付金の支給（必須事業）

事業の概要及び目的

離職により経済的に困窮し住居を失った、またはそのおそれが高い生活困窮者に対し、家賃相当額を一定期間支給します。

住居確保給付金を受給するには、資産、収入や就職活動等、厚生労働省令で定める要件を満たしていることが必要です。

市の取組の方向

生活支援センターの相談支援員が住居確保給付金の支給についての相談を受け付け、対象者が要件を満たしている場合は、市が住宅の貸主等に住宅費を支払います。

(3) 就労準備支援事業（任意事業）

事業の概要及び目的

生活リズムが崩れていたり、社会との関わりに不安があったり、就労意欲が低かったり等の理由で直ちに求職活動を行うことが難しい生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業です。生活習慣形成のための指導・訓練（生活自立段階）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立段階）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立段階）の3段階からなり、事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等があります。

市の取組の方向

自立相談支援事業と同じく（株）東海道シグマに事業を委託し、生活支援センターを主な拠点として様々なプログラムにより支援を行います。

就労体験の場については、委託先の本業が人材派遣業であることから、取引のある事業所などへの紹介なども委託先事業者と検討していきます。

(4) 一時生活支援事業（任意事業）

事業の概要及び目的

住居を失っている生活困窮者に対して、一定期間、宿泊場所と衣食を提供するとともに、自立に向けて必要に応じて自立相談支援事業による支援を行います。路上等で生活しているホームレスだけではなく、インターネットカフェ等で寝泊まりしている方も対象とします。

一時生活支援事業による支援を受けるには、厚生労働省令で定める資産、収入要件等を満たしていることが必要です。

市の取組の方向

富士市に一時生活支援事業の拠点を持つNPO法人POPOLOに委託し、一時生活支援事業を実施します。なお、同法人には県内の複数の市（平成27年度は本市を含む7市）で費用を分担して委託しています。

(5) 家計相談支援事業（任意事業）

事業の概要及び目的

多重債務や収入が不安定、収入より生活費が多く支払いが滞りがち等の理由で、家計収支に課題を抱える方に対して、家計に関する課題を評価・分析し、本人や家族の状況に応じた家計再生計画を作成し、自ら家計管理ができるよう支援します。必要に応じて、法テラス等の関係機関への同行や貸付機関のあっせんを行います。

市の取組の方向

生活支援センターにおける相談状況や、他自治体の状況等を踏まえながら、事業の展開方法について検討していきます。

(6) 子どもの学習支援事業（任意事業）

事業の概要及び目的

親から子への「貧困の連鎖」を防止する観点から、生活困窮世帯の小・中学生等に対する学習支援や学習の重要性についての保護者の理解の促進などの支援を行い、高校進学率の向上を図ります。

市の取組の方向

生活保護世帯等の子どもを中心に学習支援のあり方など、本市の状況に合わせた事業の展開方法について検討していきます。

■ 生活困窮者自立支援の実施に向けた体制整備 ■

生活困窮者自立支援法において規定されている生活困窮者とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と示されています。具体的には、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障がいが疑われる者、矯正施設出所者など、さまざまな人たちが考えられます。

生活困窮者の自立支援においては、こうした複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれてきた人たちへの対応が重要となるため、市、関係する行政機関や事業者との連携を図るとともに、市民や地域活動団体、ボランティア、NPO団体等の協力を得ながら生活困窮者自立支援の実施に向けた体制整備を図る必要があります。

(1) 庁内における体制

① 生活困窮者自立支援制度に関する連絡委員会の設置

関係する課・室からなる生活困窮者自立支援庁内連絡委員会を設置し、生活困窮者自立支援制度の実施状況の情報共有化を図るとともに、庁内連携の在り方の確認、見直しについて協議するため、同委員会を定期的に開催します。

② 生活困窮者を把握するための庁内の周知徹底

各課の相談窓口での対応の中で、生活困窮者を早期に把握できるよう、関係職員への説明会を実施するなど、制度の周知・理解を進め、庁内の連携体制及び情報の共有化の充実を図ります。

また、生活困窮者自立支援庁内連絡委員会を通じて関係課へ協力を依頼し、チラシ等の配架を継続して取組んでいきます。

(2) 生活困窮者支援のためのネットワークづくり

自立相談支援事業では、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援を行うため、福祉事務所、委託事業者、社会福祉協議会、ハローワーク、地域組織等の関係機関との連携が重要となります。そのため、外部機関への個別訪問による協力関係の構築に努めるとともに、情報共有や各取組みの調整により、効果的な支援が行えるようネットワークづくりに努めます。

(3) 住民への周知

生活困窮者の自立支援について住民の理解と協力が得られるように、まずは、自立相談支援機関である生活支援センターの存在について周知徹底を図ります。周知にあたっては、広報やホームページへの掲載やポスターの掲示、チラシの町内会の回覧や協力いただける事業所への設置など、多様な手段を活用し、継続的に行っていきます。

新たな取組2 避難行動要支援者への支援体制の整備

これまで、本市では災害時に避難等の支援が必要な方については、災害時要援護者名簿を作成し、支援体制の充実に取組んできましたが、国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法を改正し、災害時に実効性のある避難支援がなされるよう、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成を義務付けるとともに、名簿作成に必要な個人情報の利用や、名簿情報の避難支援等関係者への外部提供に関する取扱い等を法律上規定しました。

本市においても、改正災害対策基本法及び三島市地域防災計画に基づき「避難行動要支援者名簿」の整備に努めるとともに、これまで取組んできた災害時要援護者の避難支援の取組みを生かしながら、避難行動要支援者に対する支援体制を構築します。

■ 避難行動要支援者名簿の整備 ■

(1) 避難行動要支援者の把握

市は、災害時に高齢者や障がい者等の生命と身体を守り、被害を最小限に抑えるため、関係課や関係機関で把握している要介護認定者や障がい者等（要配慮者）の情報を集約し、災害時に自ら避難することが困難であって、避難の確保を図るため特に支援を要する方々（避難行動要支援者）の把握に努めます。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は、災害対策基本法及び三島市避難行動要支援者計画に基づき、以下の要件に該当する方を対象に、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的に更新を行うことで、情報を最新の状態に保つよう努めます。

【避難行動要支援者名簿の範囲】

避難行動要支援者名簿(以下この節において「名簿」という。)の対象者は、要配慮者のうち、在宅の者で自ら避難することが困難で、かつ、家族による支援を受けることができず、避難所への避難等の際に家族以外の第三者による支援を必要とする次の者を指します。

- ア 要介護認定3～5の者
- イ 身体障害者手帳1～2級の者
- ウ 精神障害保健福祉手帳1～2級の者
- エ 療育手帳A判定の者
- オ 難病患者
- カ 一人暮らし高齢者（80歳以上）又は高齢者（80歳以上）のみの世帯
- キ 上記以外で、自治会が支援の必要があると認めた者

■ 避難行動要支援者名簿を活用した支援体制づくり ■

(1) 名簿の活用体制の構築

市は、災害時に避難行動要支援者名簿を有効に活用するため、関係機関及び地域の避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等）との間で、名簿の活用体制の構築を図ります。

(2) 名簿情報の提供への同意の促進

市は、発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけられるように、避難行動要支援者に対して、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平常時からの名簿情報の提供に対して同意が得られるよう、積極的な周知を図ります。

(3) 名簿の適正管理

市は、避難行動要支援者の個人情報を保護し、また、名簿を提供する避難支援等関係者に対しても、名簿の適正管理を依頼します。

(4) 個別支援計画の策定

市は、自主防災組織に対して、民生委員の協力のもと、実効性がある避難支援が行われるよう、名簿に記載されている情報に加え、次の情報等を記載した個別支援計画の作成を依頼します。

- | |
|-------------------|
| ア 本人状況・家族構成等 |
| イ 緊急時の家族等の連絡先 |
| ウ 避難支援者 |
| エ 避難支援方法及び避難場所 など |

(5) 自治会連合会及び民生委員児童委員協議会による合同役員会議の実施

市は、避難支援の実施主体である自治会連合会と、避難行動要支援者の調査を実施する民生委員児童委員協議会による合同役員会議を開催し、取組み内容の協議、検討等を行い、地域に根差した取組みとなるよう、連携強化に努めます。

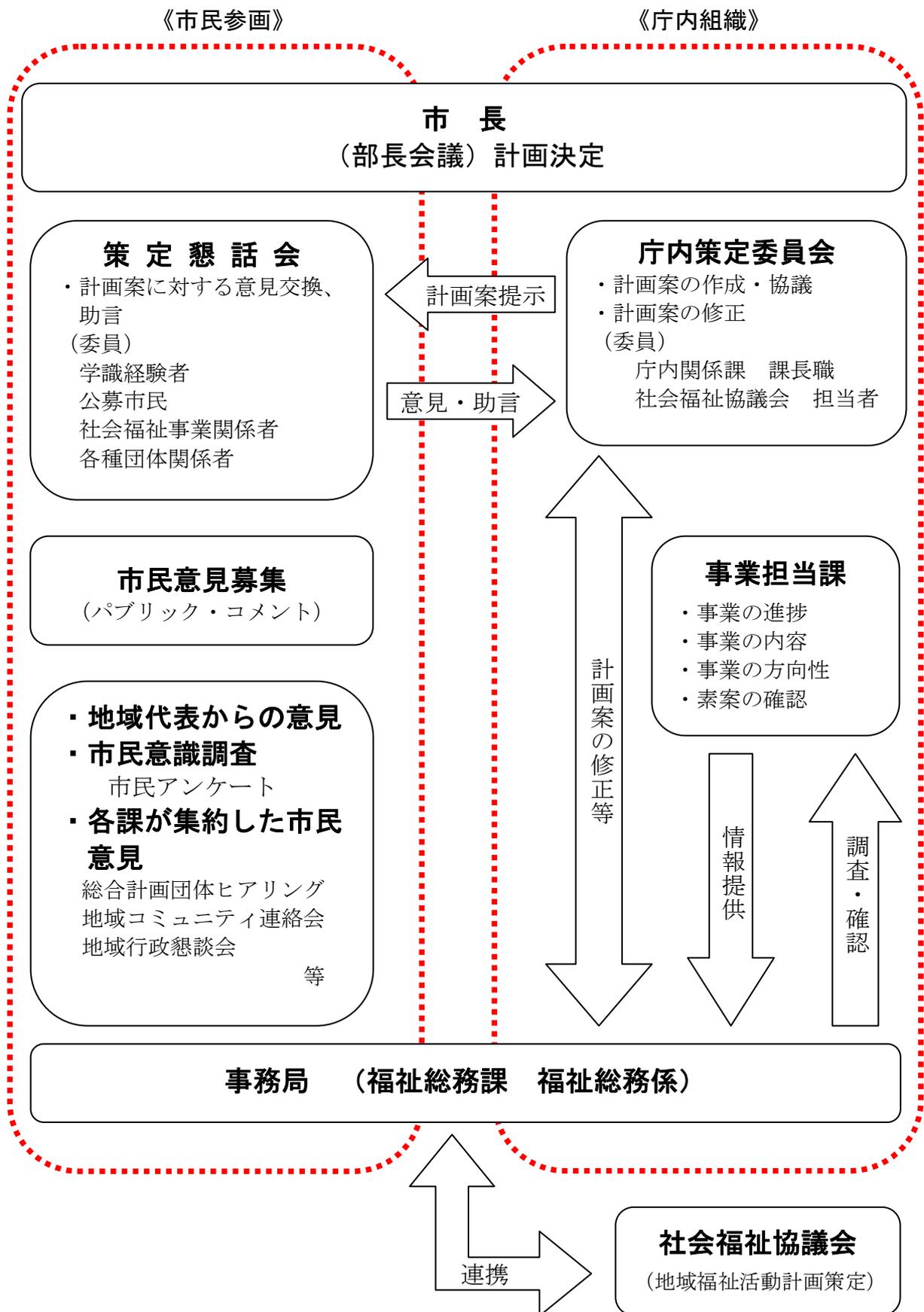
(2) 地域福祉計画庁内策定委員（平成 27 年度）

所属		補職名	氏名	備考
		委員名を掲載予定		

(3) 策定経過

実施時期	実施内容
	経過を掲載予定

(4) 策定体制図



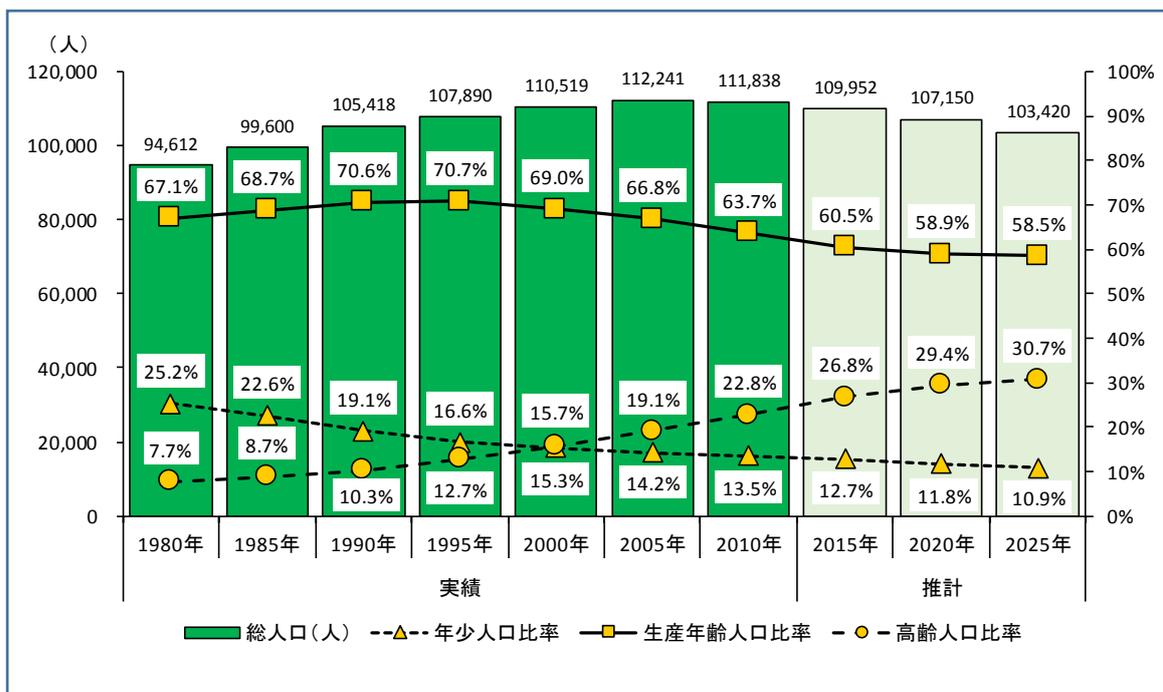
2 統計データからみる三島市

(1) 三島市の人口構造

本市の長期（1980年～）の人口推移は、2005年（平成17年）に112,241人となりましたが、2010年（平成22年）は111,838人に減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の総人口は今後、長期にわたって減少が続くと考えられ、2025年には103,420人、2040年には89,506人になると予測されています。

また、人口3区分別の比率をみると、1980年では年少人口（0歳～14歳）比率は25.2%、生産年齢人口（15歳～64歳）比率は67.1%、高齢人口（65歳以上）比率は7.7%でしたが、年少人口比率及び生産年齢人口比率は低下し、高齢人口比率が上昇を続け、2010年には高齢人口比率（22.8%）は年少人口比率（13.5%）を上回り、今後も少子高齢化は一層進行すると考えられます。

【三島市の人口の推移（各年10月1日現在）】



※ 小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

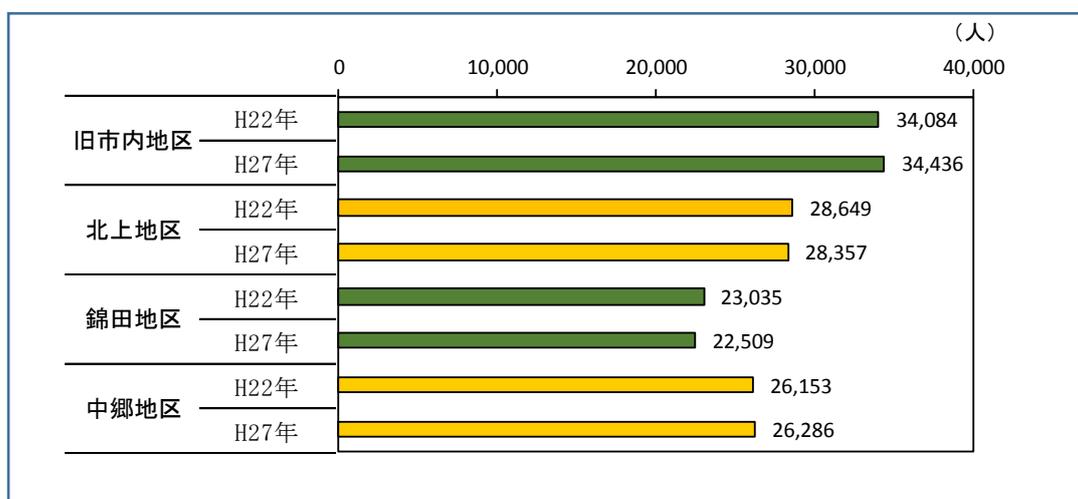
資料：昭和55年～平成22年「国勢調査」
平成27年～ 国立社会保障・人口問題研究所

(2) 地区別の人口構造

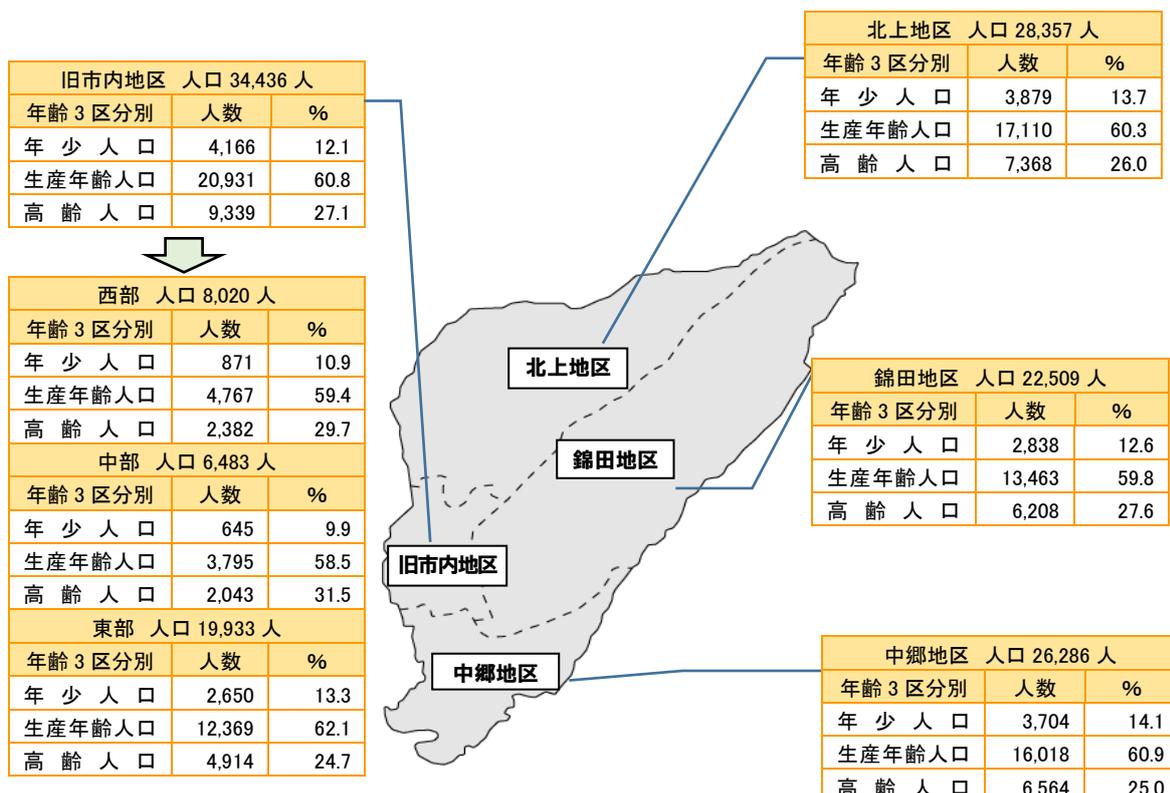
地区別に平成27年6月末現在の人口をみると、旧市内地区（34,436人）が最も多く、次いで北上地区（28,357人）、中郷地区（26,286人）、錦田地区（22,509人）となっています。平成22年12月末現在と比較すると、錦田地区の人口減少が最も大きく、北上地区も減少しています。旧市内地区及び中郷地区は増加しています。

年齢3区分別人口構成比は、4地区では大きな差はみられませんが、旧市内地区を西部、中部、東部に分けて比較すると、中部地区が年少人口の比率が1割を下回り、高齢人口の比率が3割を超えており、少子高齢化が一番進んでいる地区であることがうかがえます。

【地区別人口（平成22年12月末現在及び平成27年6月末現在）】



【地区別 年齢3区分別構成比率（平成27年6月末現在）】

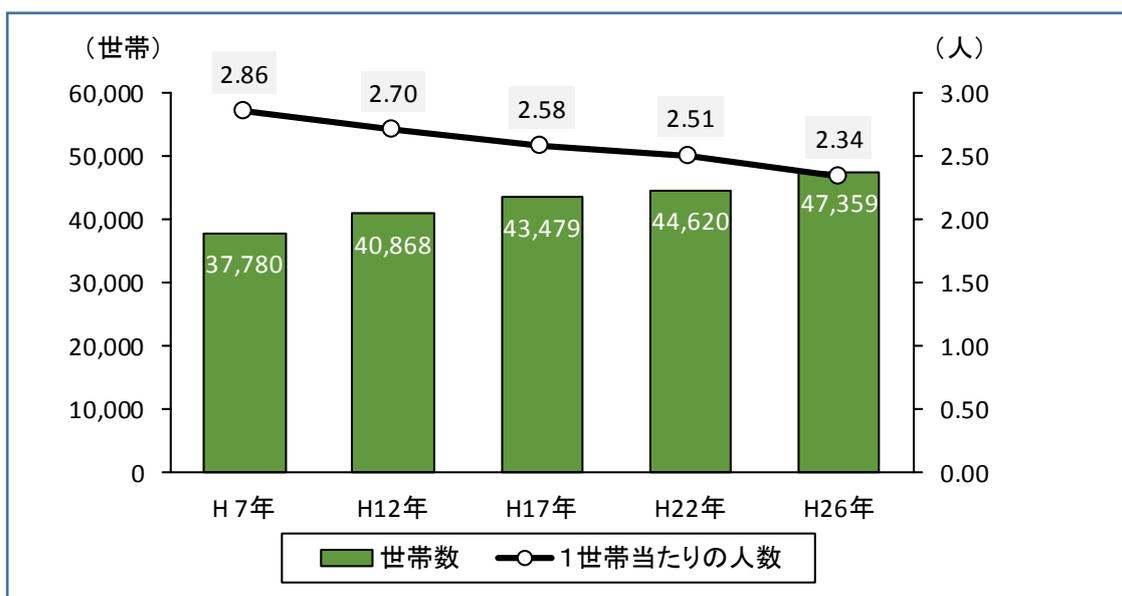


(3) 世帯状況

世帯数及び1世帯当たり人員数をみると、世帯数は増加が続き、平成26年12月末現在は47,359世帯となっています。一方、総人口を世帯数で割った平均世帯人員は減少して2.34人となっています。

地区別の状況を住民基本台帳でみると、平成26年12月末現在では、旧市内地区は世帯数が15,640世帯と最も多い一方、平均世帯人員は2.18人と最も少なくなっています。また、中郷地区は、平均世帯人員が2.46人と最も多いものの、平成21年と比較すると世帯数の伸び率が5.57%となり、4地区で最も高くなっています。

【世帯数及び平均世帯人員（各年10月1日現在）】



資料：平成7年～平成22年 国勢調査

資料：平成26年 住民基本台帳

【地区別の世帯状況（平成26年12月末現在 日本人）】

		旧市内地区	北上地区	錦田地区	中郷地区
平成21年	世帯 (世帯)	15,013	11,634	9,050	10,069
	人口 (人)	34,140	28,794	23,084	26,096
	1世帯当たりの人員(人)	2.27	2.47	2.55	2.59
平成26年	世帯 (世帯)	15,640	11,810	9,279	10,630
	人口 (人)	34,052	28,128	22,469	26,134
	1世帯当たりの人員(人)	2.18	2.38	2.42	2.46

資料：住民基本台帳

(4) 自然動態及び社会動態の状況

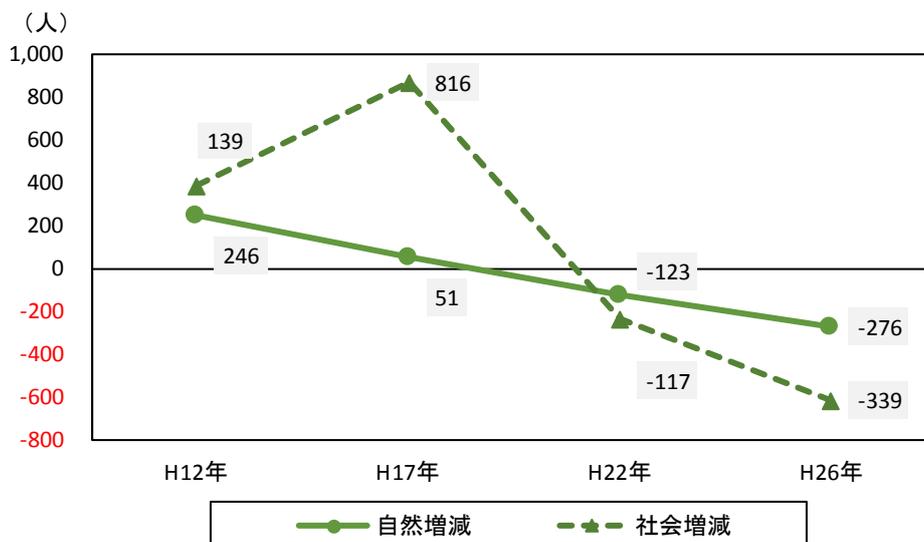
一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きである「自然動態」については、出生数が減少する一方で死亡数は増加し、結果、自然動態は平成 22 年からは減少となり、平成 26 年は死亡者数が出生数を 276 人上回り、自然増減数は 276 人の減少となっています。

一定期間における転入・転出に伴う人口の動きである「社会動態」については、転入数及び転出数ともに減少していますが、平成 22 年からは転出数が転入数を上回っているため、社会動態についても自然動態と同様に減少となり、平成 26 年は転出数が転入数を 339 人上回り、社会増減数は 339 人の減少となっています。

【移動人口の推移（各年 12 月末現在 日本人）】

		H12年	H17年	H22年	H26年
自然動態	出生数(人)	963	940	895	842
	死亡数(人)	717	889	1,018	1,118
	自然増減数(人)	246	51	-123	-276
社会動態	転入数(人)	5,793	5,716	4,519	4,205
	転出数(人)	5,654	4,900	4,636	4,544
	社会増減数(人)	139	816	-117	-339

【自然増減及び社会増減の推移（各年 12 月末現在）】



資料：市民課

【合計特殊出生率】

	H20	H21	H22	H23	H24
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41
静岡県	1.44	1.43	1.54	1.49	1.52
三島市	1.47				

資料：厚生労働省（市町村分は 5 年に 1 度）

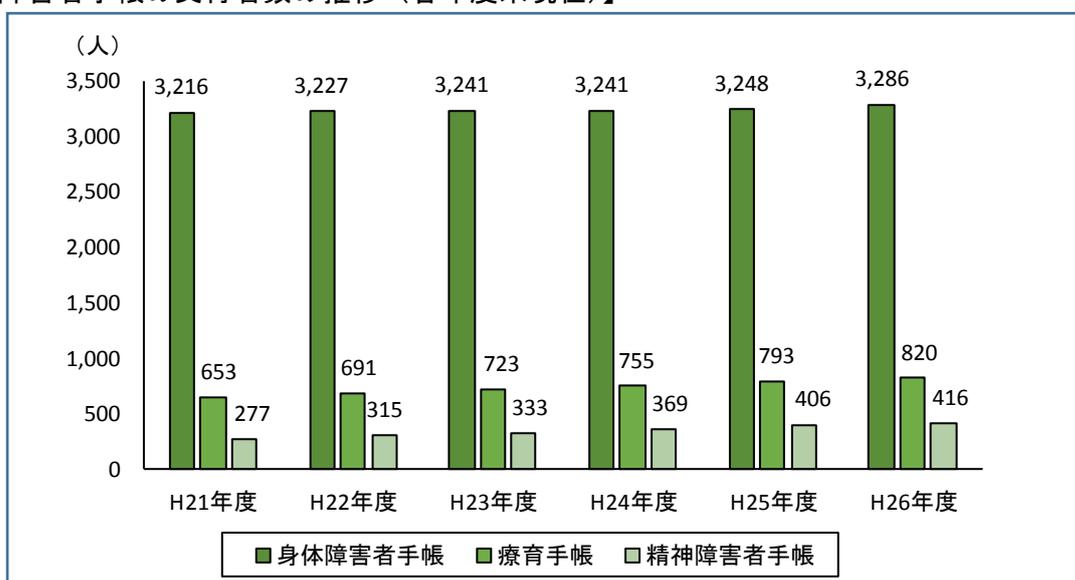
(5) 支援が必要な人の状況

① 障害者手帳の交付者数の推移

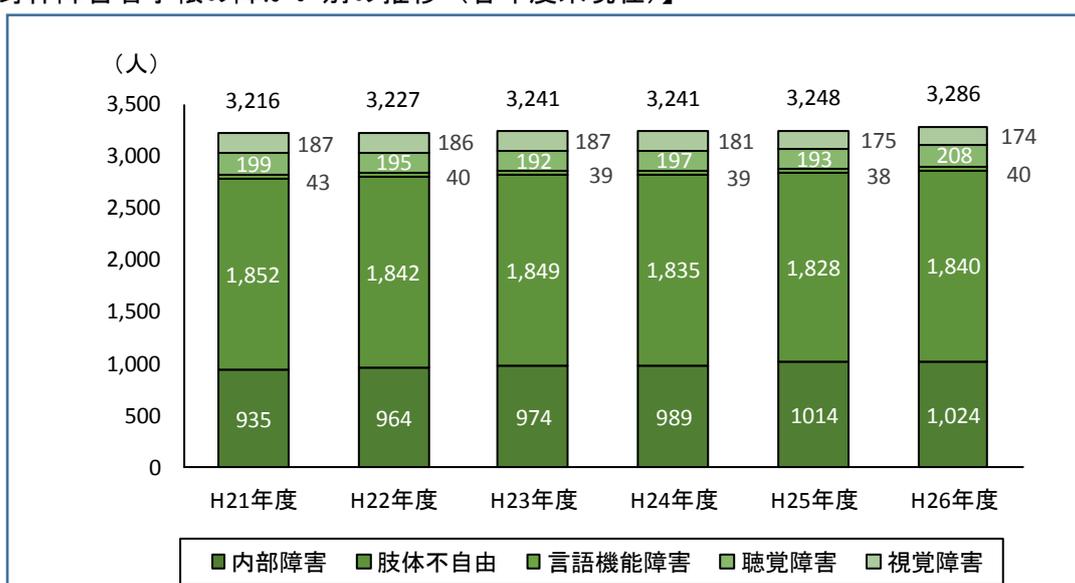
障害者手帳の交付状況をみると、最も多い身体障害者手帳の交付者数は微増が続
き平成 26 年度は 3,286 人となっています。療育手帳は平成 21 年度からの 5 年間で
167 人増加して平成 26 年度は 820 人となっています。精神障害者手帳は 5 年間の増
加率が最も高く、平成 26 年度は 416 人となっています。

最も人数の多い身体障害者手帳の障がい別の内訳の推移をみると、最も多い身体
障害は微減していますが、内部障害は 5 年間で 90 人程度増えています。また、聴
覚障害も若干増加しています。

【障害者手帳の交付者数の推移（各年度末現在）】



【身体障害者手帳の障がい別の推移（各年度末現在）】



資料：障がい福祉課

② 要支援・要介護認定者数の推移

要介護認定者数は増加が続き、平成 26 年度は 3,928 人となっています。要介護度別にみると、平成 26 年度は要介護 1 が 911 人と最も多くなっています。また、要支援 1 は増加数で見ると最も大きくなっています。

介護保険サービスの利用件数も増加しており、中でも居宅サービスの利用が大きく伸びており、平成 26 年度は 59,977 件となります。地域密着型サービスも利用は伸びており、平成 26 年度は 3,162 件に上り、施設サービスは緩やかな増加で平成 26 年度は 8,357 件となります。

【要介護認定者数の推移（各年度末現在）】



【介護保険サービス利用件数】



資料：長寿介護課

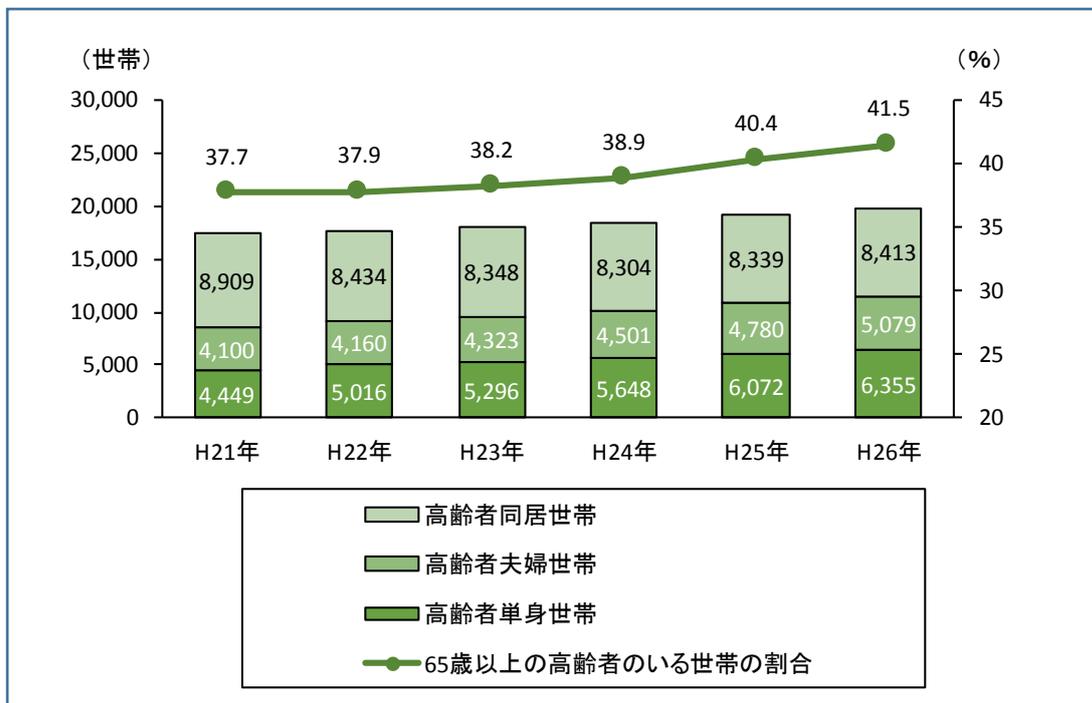
③ 高齢者のいる世帯の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯は増加しており、平成26年4月1日現在で19,847世帯、一般世帯数の41.5%を占めています。内訳をみると、高齢者単身世帯の増加が著しく、平成26年は6,355世帯で、5年間で1,906世帯増加しています。高齢者夫婦世帯も増加しており、平成26年は5,079世帯となっています。

【世帯の状況（各年4月1日現在）】

		一般世帯数	65歳以上の 高齢者のいる世帯			
			高齢者単身世帯	高齢者夫婦世帯	高齢者同居世帯	
H21年	世帯数（世帯）	46,291	17,458	4,449	4,100	8,909
	比率（%）	100.0	37.7	9.6	8.9	19.3
H22年	世帯数（世帯）	46,524	17,610	5,016	4,160	8,434
	比率（%）	100.0	37.9	10.8	8.9	18.1
H23年	世帯数（世帯）	47,025	17,967	5,296	4,323	8,348
	比率（%）	100.0	38.2	11.3	9.2	17.8
H24年	世帯数（世帯）	47,473	18,453	5,648	4,501	8,304
	比率（%）	100.0	38.9	11.9	9.5	17.5
H25年	世帯数（世帯）	47,542	19,191	6,072	4,780	8,339
	比率（%）	100.0	40.4	12.8	10.1	17.5
H26年	世帯数（世帯）	47,822	19,847	6,355	5,079	8,413
	比率（%）	100.0	41.5	13.3	10.6	17.6

【高齢者のいる世帯の推移（各年4月1日現在）】



資料：高齢者福祉行政基礎調査（4月1日現在）

※「高齢者同居世帯」には「その他の高齢者のみ世帯」を含む

④ 子どものいる世帯の状況

平成 22 年の国勢調査集計結果では、「6 歳未満の子どものいる一般世帯」は 4,318 世帯、「18 歳未満の子どものいる一般世帯」が 10,918 世帯となっており、その多くが「核家族世帯」となり、全体の 8 割前後を占めています。

核家族世帯の割合を平成 17 年と平成 22 年の国勢調査で比較すると、「6 歳未満の子どものいる一般世帯」における核家族世帯の割合は 78.5%から 81.2%に増加しており、「18 歳未満の子どものいる一般世帯」における核家族世帯の割合も 75.3%から 77.3%に増加しており、核家族化が進行していることが把握できます。

また、平成 22 年の母子世帯数は、「6 歳未満の子どものいる一般世帯」では 118 世帯、「18 歳未満の子どものいる一般世帯」では 570 世帯であり、父子世帯数は、「6 歳未満の子どものいる一般世帯」では 4 世帯、「18 歳未満の子どものいる一般世帯」では 58 世帯であり、平成 17 年の国勢調査と比較すると母子世帯の割合は微増、父子世帯は微減していることがわかります。

【子どものいる世帯の状況】

	世帯区分	H17年		H22年	
		世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
6 歳未満の 子どものいる一般世帯	総数	4,620	100.0%	4,318	100.0%
	A 親族のみの世帯 (核家族世帯)	4,620	100.0%	4,301	99.6%
	(核家族以外の世帯)	3,629	78.5%	3,508	81.2%
	B 非親族を含む世帯	991	21.5%	793	18.4%
	C 単独世帯	—	—	17	0.4%
	(再掲) 母子世帯	—	—	—	—
	(再掲) 父子世帯	115	2.5%	118	2.7%
18 歳未満の 子どものいる一般世帯	総数	11,504	100.0%	10,918	100.0%
	A 親族のみの世帯 (核家族世帯)	11,474	99.7%	10,850	99.4%
	(核家族以外の世帯)	8,666	75.3%	8,437	77.3%
	B 非親族を含む世帯	2,808	24.4%	2,413	22.1%
	C 単独世帯	1	0.0%	52	0.5%
	(再掲) 母子世帯	29	0.3%	16	0.1%
	(再掲) 父子世帯	554	4.8%	570	5.2%
		70	0.6%	58	0.5%

資料：国勢調査

【子どものいる世帯の状況（最新）】

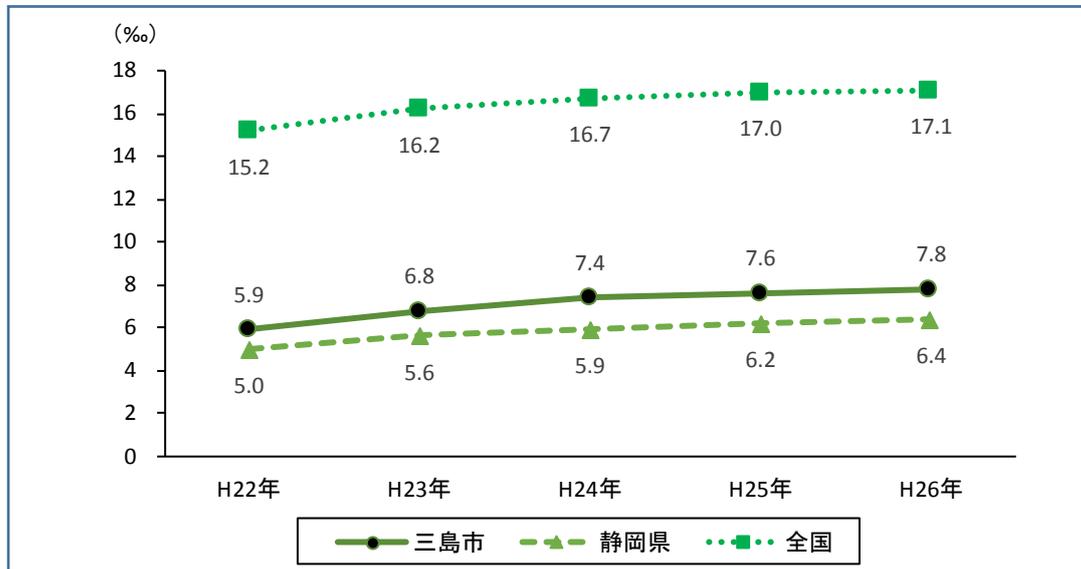
	世帯の区分	世帯数(世帯)	割合 (%)
6 歳未満の 子どものいる世帯	総数	4,135	100.0%
	核家族世帯	3,741	90.5%
	(うち 母子世帯)	243	5.9%
	(うち 父子世帯)	36	0.9%
18 歳未満の 子どものいる世帯	総数	10,583	100.0%
	核家族世帯	9,371	88.5%
	(うち 母子世帯)	1,139	10.8%
	(うち 父子世帯)	180	1.7%

資料：住民基本台帳 (H27.12.31)

⑤ 生活保護の推移

保護率は上昇しており、平成 26 年の本市の保護率は 1,000 人当たり 7.8 となり、国の保護率よりも低いものの、県の保護率よりも若干高くなっています。

【保護率】



資料：福祉総務課

静岡県及び全国_H22年及びH23年_福祉行政報告例

静岡県及び全国_H24年及びH26年_被保護者調査

- ※1 被保護世帯と被保護人員は年度中の平均数値
- ※2 保護率は、各年度について1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表の人口推計「各年10月1日現在推計人口（総人口）」で除して算出した。
- ※3 「静岡県：保護率」は、静岡市及び浜松市を除く。

被保護世帯数及び被保護実人員の1ヶ月の平均はいずれも増加しており、平成26年は被保護世帯数（1ヶ月平均）が688世帯、被保護実人員（1ヶ月平均）は864人となっています。生活保護費は平成24年に14億円を超えましたが、平成26年は約13億8,900万円となっています。

また平成26年度末時点の被保護世帯の形態をみると、高齢者世帯が415世帯で全体の60.1%を占めています。

【生活保護の状況】

	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
被保護世帯数(1ヶ月平均) (世帯)	522	586	644	669	688
被保護実人員(1ヶ月平均) (人)	658	755	826	848	864
生活保護費 (千円)	1,270,110	1,293,788	1,417,017	1,326,150	1,389,097

【被保護世帯の状況（平成26年度末）】

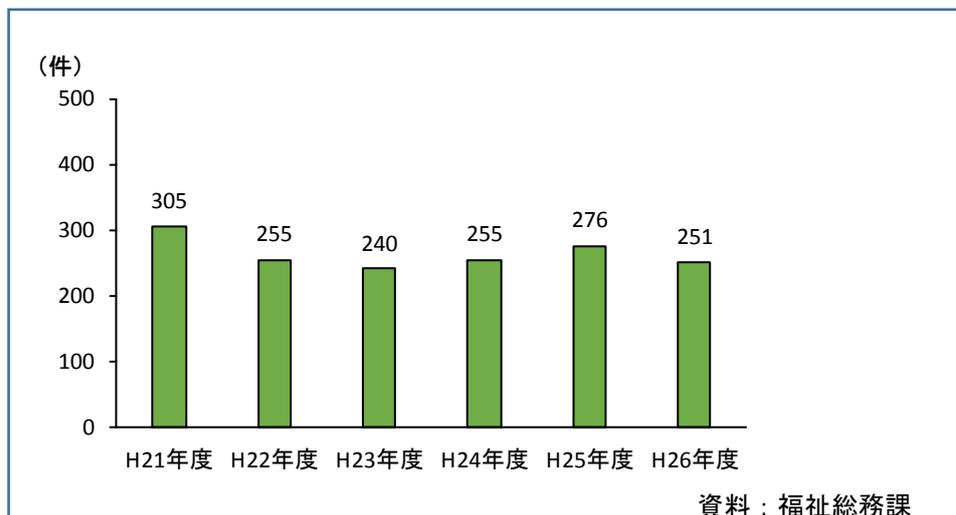
	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数 (世帯)	691	415	32	146	98
構成割合 (%)	100.0	60.1	4.6	21.1	14.2

(6) 各種相談状況

① 生活困窮の相談

生活保護相談については、平成22年度以降は200件台で推移しており、平成26年度は251件となっています。

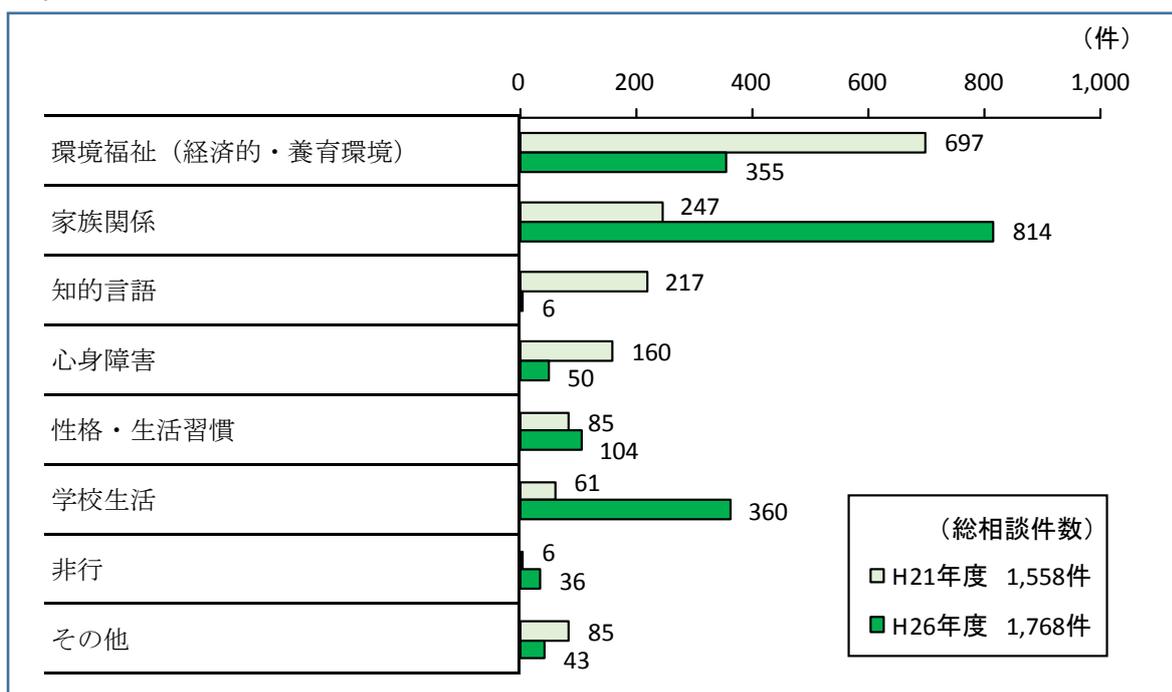
【生活保護相談】



② 家庭での子育てや子供の発達などの相談

家庭児童相談室の平成26年度の総相談件数は1,768件となり、平成21年度(1,558件)よりも210件増加しています。また、相談内容は変化しており、平成26年度は家族関係が814件と特に多く、学校生活も360件と多くなっています。

【家庭児童相談室の相談件数】



③ 学校生活、いじめ、非行等に関する相談

青少年相談室の相談件数は、電話相談・面接相談ともに増加し、平成 26 年度は電話相談 1,030 件・面接相談 1,843 件となっています。

【青少年相談室 平成 26 年度の相談件数】

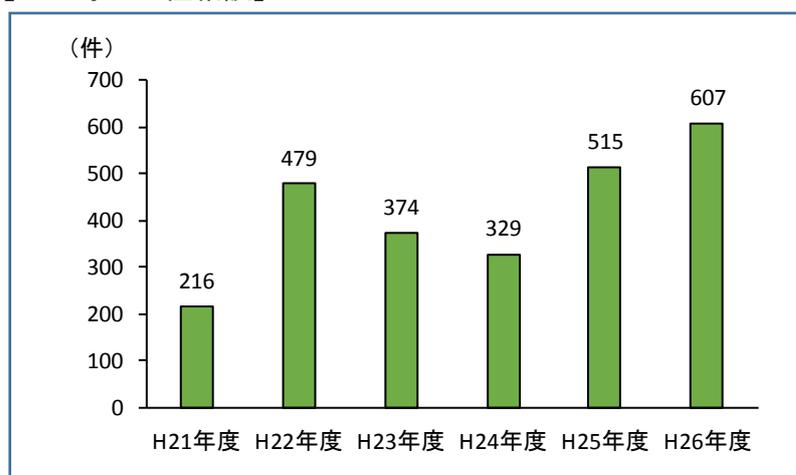
		未就学	小学生	中学生	高校生	各種 大学生	青年	不詳	合計
不登校	電話	0	91	420	0	0	0	0	511
	面接	0	140	599	6	0	0	0	745
情緒問題	電話	0	0	0	0	0	0	0	0
	面接	0	0	0	0	0	0	0	0
学校生活	電話	0	57	72	11	0	0	0	140
	面接	0	53	88	5	0	0	0	146
家庭生活	電話	0	80	141	4	0	0	0	225
	面接	0	124	118	0	0	8	0	250
いじめ	電話	0	0	0	0	0	0	0	0
	面接	0	0	0	0	0	0	0	0
進路	電話	0	0	0	0	0	0	0	0
	面接	0	0	0	0	0	0	0	0
非行	電話	0	0	0	0	0	0	0	0
	面接	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	電話	4	20	70	1	0	59	0	154
	面接	1	77	294	0	0	330	0	702
合計	電話	4	248	703	16	0	59	0	1,030
	面接	1	394	1,099	11	0	338	0	1,843

※上段の数字は電話相談数、下段の数字は面接相談数

④ DV等の女性相談

DV等の女性相談は、平成 22 年から平成 24 年にかけては減少したものの、その後は再び増加して、平成 26 年度は 607 件となっています。

【DV等の女性相談】



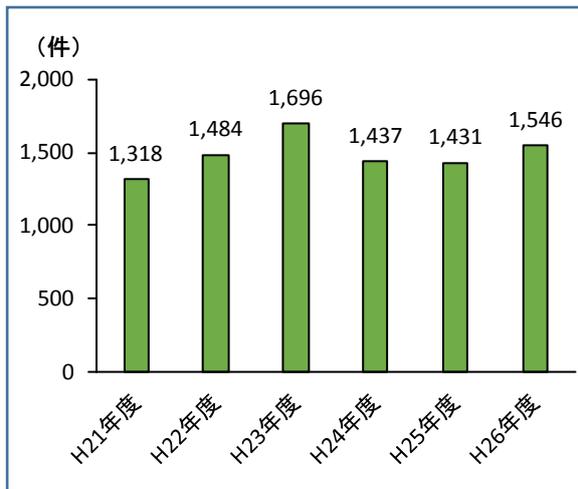
資料：子育て支援課

⑤ 高齢者に関連する相談

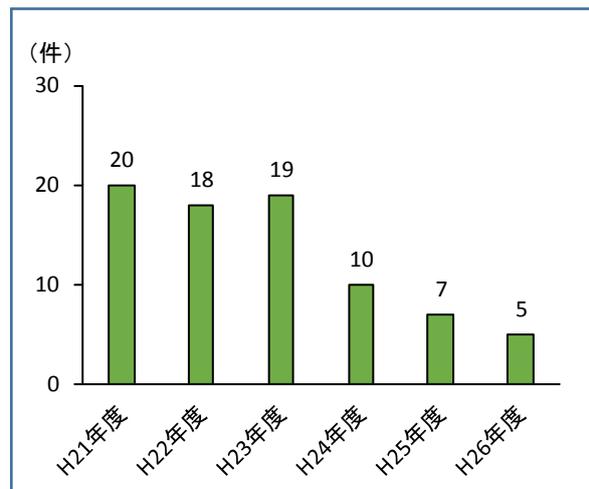
地域包括支援センターにおける総合相談・権利擁護の相談人数は、平成 24 年度及び平成 25 年度は 1,400 件台で推移していましたが、平成 26 年度は 1,546 件に増えております。

高齢者虐待については、相談があった件数のうち実際に「虐待があった」と判断した実人数は減少傾向にあり、平成 26 年度は 5 人となっています。しかし、表面化されない高齢者虐待などもあるので、今後も、警察署との密な連携が必須となっています。

【総合相談・権利擁護の相談人数】

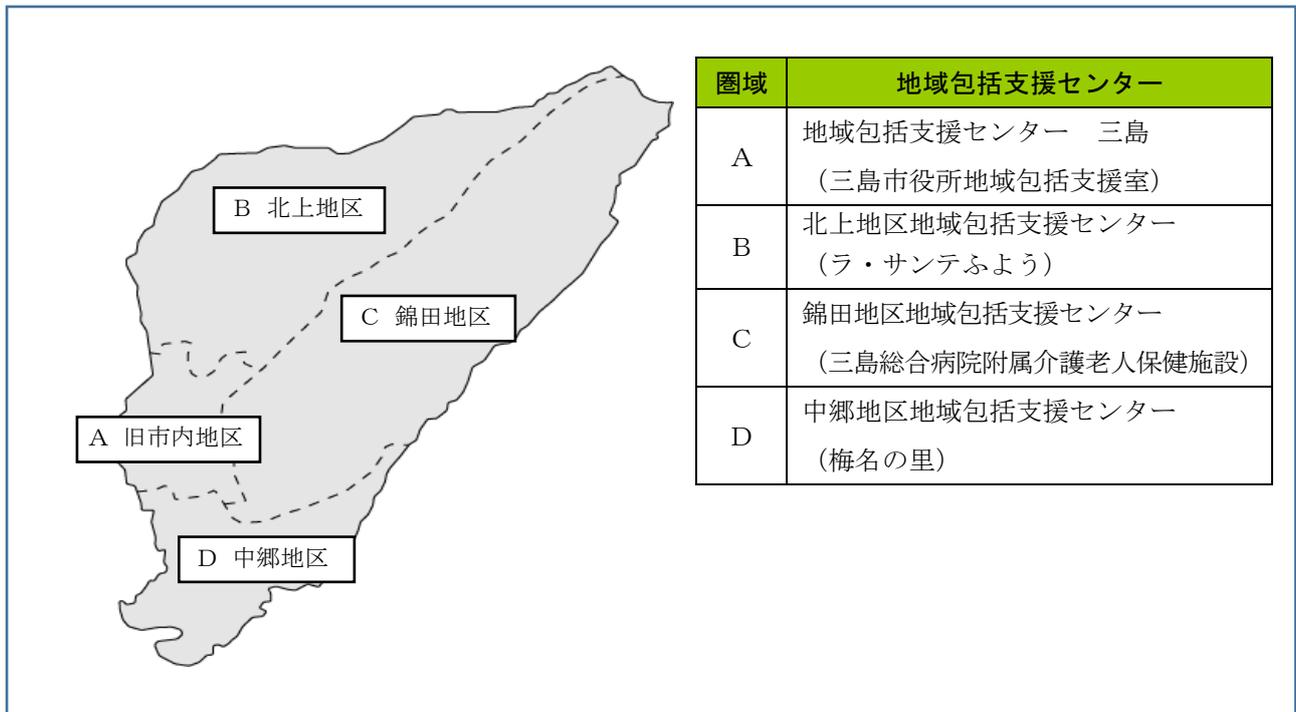


【高齢者虐待の虐待人数】



資料：長寿介護課

参考 市内の地域包括支援センター



(7) 地域福祉を支える組織

① 三島市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、戦後間もない昭和 26 年に民間の社会福祉活動の強化を図るため、全国の都道府県で誕生しました。その後市町村に組織が拡大され、三島市社会福祉協議会は、昭和 26 年 10 月 1 日に設立されています。市社協は、社会福祉関係団体だけでなく、地域で暮らす皆さんや保健医療・教育などの関連分野の関係者、更には地域社会を形成する様々な団体・機関によって構成され、地域が抱えている様々な福祉に関する問題をみんなで考え、話し合い、協力して解決することを目的とし、福祉のまちづくりを目指す民間の組織です。

○社会福祉法（抜粋）

第 109 条 （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業

《三島市社会福祉協議会の五つの原則》

- | | | |
|-------------|------------|---------|
| ①住民ニーズ基本の原則 | ②住民活動主体の原則 | ③民間性の原則 |
| ④公私協働の原則 | ⑤専門性の原則 | |

《社会福祉協議会の事業》

- ・地域福祉活動の推進
- ・福祉教育事業
- ・ボランティアの活動推進事業
- ・災害ボランティア事業
- ・福祉総合相談
- ・生活福祉資金貸付事業の窓口
- ・生活一時扶助金事業
- ・生活困窮者食料支援事業
- ・福祉団体活動支援事業
- ・各種福祉講座、講演会の開催
- ・日常生活自立支援事業の窓口
- ・成年後見制度に関する相談
- ・居場所づくりの支援
- ・介護保険事業（居宅介護支援・訪問介護）の運営
- ・社会福祉会館、老人福祉センターの指定管理
- ・生活介護事業所（えがお・おんすいち）の運営
- ・就労継続支援B型事業所（さわじ作業所）の運営
- ・共同募金推進事業
- ・歳末見舞金事業
- ・福祉車両、車椅子の貸出
- ・生きがい教室
- ・高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業の受託運営 等

② 民生委員・児童委員（主任児童委員）

民生委員は、民生委員法に基づいて、市民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。主な職務は、住民の生活実態の把握、要支援者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力等です。

平成26年12月1日現在の民生委員・児童委員の定数は206人で、8地区（概ね中学校区）の民生委員・児童委員協議会があります。また、そのうちの17人が主任児童委員であり、児童問題を専門に担当するために概ね各地区2人ずつ配置され、地区担当の民生委員や関係機関と密接な連携をし、子ども達の地域の中での健やかな育成に取り組んでいます。

平成26年度は、相談・支援件数は4,176件となり、その多くは高齢者に関することとなっています。また、訪問回数は延べ17,021回となり、活動日数は延べ21,900日に上ります。

【民生委員・児童委員定数（任期3年：改選日12月1日）】

	平成13年	平成16年	平成19年	平成22年	平成25年
民生委員児童委員（人）	169	173	174	178	189
主任児童委員（人）	14	14	14	14	17
合計（人）	183	187	188	192	206

【民生委員・児童委員定数の地区別内訳（平成26年12月1日現在）】

	民生委員 児童委員	主任 児童委員	合計
西部地区（人）	17	2	19
中部地区（人）	16	2	18
東部地区（人）	33	2	35
北地区（人）	19	2	21
北上地区（人）	24	2	26
錦田地区（人）	40	3	43
中郷東地区（人）	23	2	25
中郷西地区（人）	17	2	19
合計（人）	189	17	206

【民生委員・児童委員（主任児童委員）の活動状況（平成26年度実績）】

(1) 委員が行った年間の相談・支援の件数(全体)	
相談・支援件数	4,176件
一人あたりの相談・支援件数	21件
(2) 委員が行った分野別の相談・支援件数	
高齢者に関すること	2,341件
障害者に関すること	241件
子どもに関すること	690件
その他	904件
合計	4,176件
(3) 委員の年間訪問活動及び活動の実日数	
延べ年間訪問回数	17,021回
委員一人当たりの年間訪問回数	86回
延べ年間活動日数	21,900日
一人当たりの年間活動日数	111日

※欠員のため委員数を197人で集計

③ ボランティア、市民活動団体（NPO法人を含む）

ボランティアとは、「自発的な意志に基づいて社会活動をする人」であり、本市におけるボランティア活動は、今日、多種多様に展開され、福祉分野においても多岐にわたる活動をしています。

平成 26 年度末現在において、市社協へのボランティアグループ登録しているボランティア団体は 42 団体、三島市民活動センターに登録している団体は、NPO 法人は 63 団体、ボランティア団体は 323 団体となっています。

【ボランティア・NPO法人登録状況（各年度末現在）】

	三島市社会福祉協議会 登録団体		市民活動センター 登録団体		
	ボランティア 団体数 (団体)	登録者数 (人)	団体数合計 (団体)	NPO法人数 (団体)	ボランティア 団体数 (団体)
H21年度	7	96	202	49	153
H22年度	7	98	224	52	172
H23年度	7	102	251	57	194
H24年度	8	107	289	59	230
H25年度	9	113	339	60	279
H26年度	42	1,268	386	63	323

資料：市社協、きずなづくり推進室

※平成 26 年度から三島市社会福祉協議会登録団体の集計は「ボランティア連絡協議会への加入数」から「市社協へのボランティアグループ登録数に集計を変更。」

④ 三島市自治会連合会

三島市自治会連合会は、市内 6 地区（西部・中部・東部・北上・錦田・中郷）の連合会で構成され、現在 135 自治(町内)会が加盟しています。地域住民の福祉の向上と豊かな地域づくりを目指し、自治会活動の支援等を行っています。

自治(町内)会の加入世帯数は、平成 22 年度以降は 4 万台で推移していますが、加入率は若干低下の傾向がみられ、平成 26 年度は 84.3%となっています。

【自治（町内）会加入世帯数】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
加入世帯数 (世帯)	39,847	40,011	40,247	40,161	40,405	40,367
加入率 (%)	85.8	85.3	85.0	84.3	84.6	84.3
参考世帯数 (世帯)	46,463	46,924	47,355	47,621	47,732	47,903

資料：きずなづくり推進室

3 市民意識調査結果の概要

(1) 調査の実施方法等

三島市民の福祉への関心度、近所付き合い、地域活動への参加状況等の実態を把握することを目的に市民意識調査を実施しました。

調査方法：郵送配布、郵送回収

調査対象：無作為抽出による15歳以上の市民 2,000人

調査期間：平成27年1月16日から1月31日

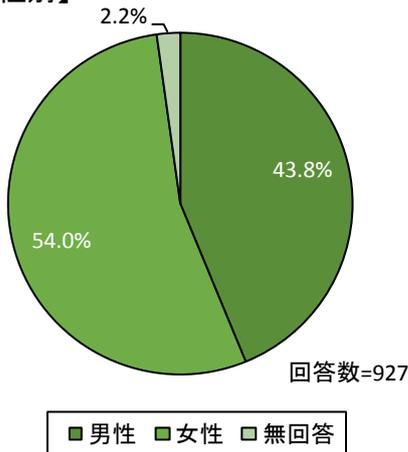
有効回収：調査数2,000件 回収数927件 回収率46.4%

(2) 調査結果の概要

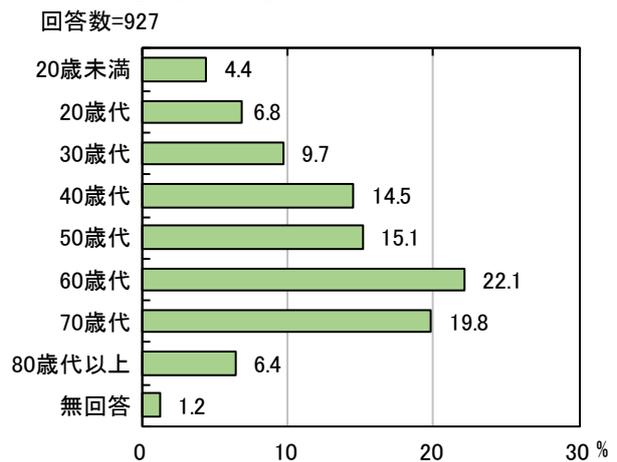
① 回答者の属性

回答者927人の性別、性年齢構成、居住地区、世帯の家族構成は以下のとおりです。

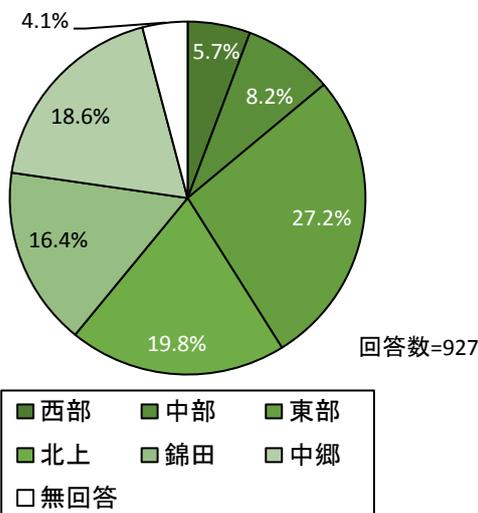
【性別】



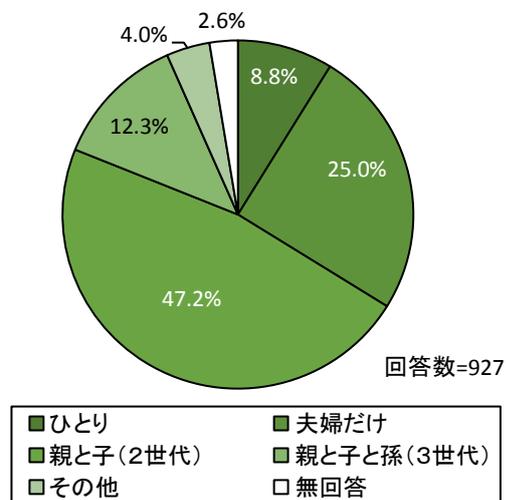
【年齢構成】



【居住地区】



【世帯の家族構成】

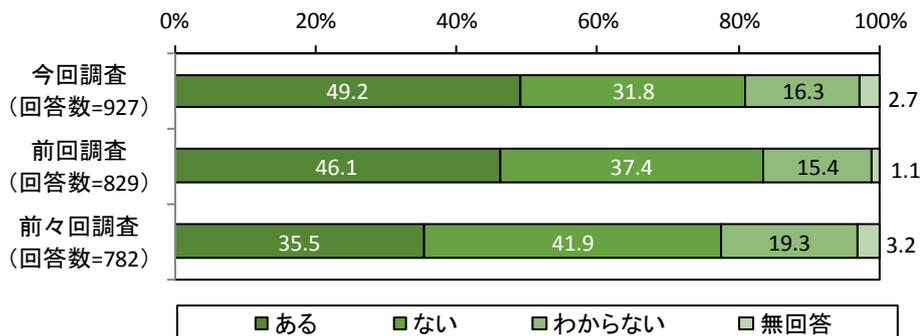


② 「福祉への関心」や「福祉サービスの必要性」について

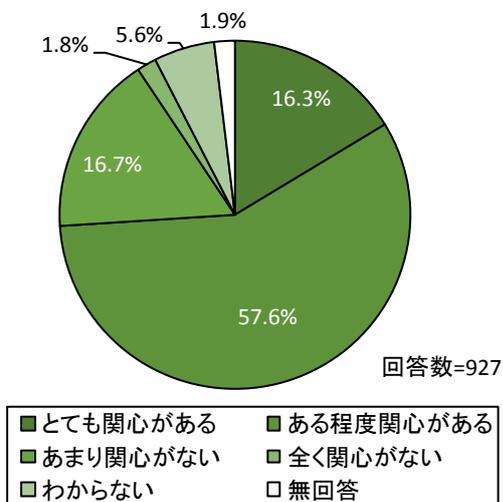
福祉サービスに対する必要性を身近に感じる市民が増えつつある一方で、市民の福祉への関心がある比率は73.9%と、5年前の前回調査（82.7%）よりも8.8ポイント低下しており、性年齢別でみると、件数は少ないものの、20歳未満及び20歳代の関心が低く、特に男性の関心が低い傾向がみられます。

関心のない理由としては、「現在自分が困っていることがないから」が圧倒的に多く、性別や年代なども踏まえ福祉の必要性に対する理解や関心を深めていく必要があります。

【福祉サービスの必要性を身近に感じたこと】

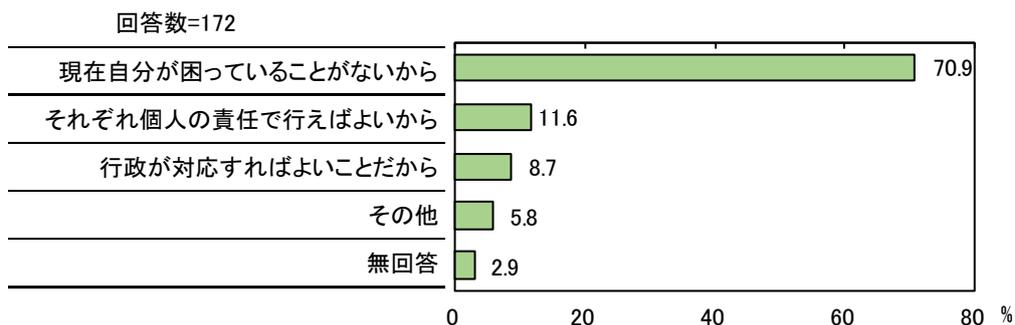


【福祉への関心の有無】



性年齢別	合 件数	「とても関心がある」+「ある程度関心がある」	「あまり関心がない」+「全く関心がない」
男性	406	72.2	22.5
20歳未満	22	31.8	40.9
20歳代	27	44.4	51.8
30歳代	38	55.3	36.9
40歳代	52	65.4	30.7
50歳代	68	83.8	13.3
60歳代	90	83.3	13.3
70歳代	89	82.0	15.7
80歳代以上	20	70.0	15.0
女性	501	77.5	15.8
20歳未満	19	52.7	42.1
20歳代	35	68.6	25.7
30歳代	52	61.5	28.9
40歳代	82	76.8	14.6
50歳代	71	80.3	16.9
60歳代	115	84.3	12.2
70歳代	92	82.6	7.6
80歳代以上	35	82.9	5.7

【福祉への関心のない理由】

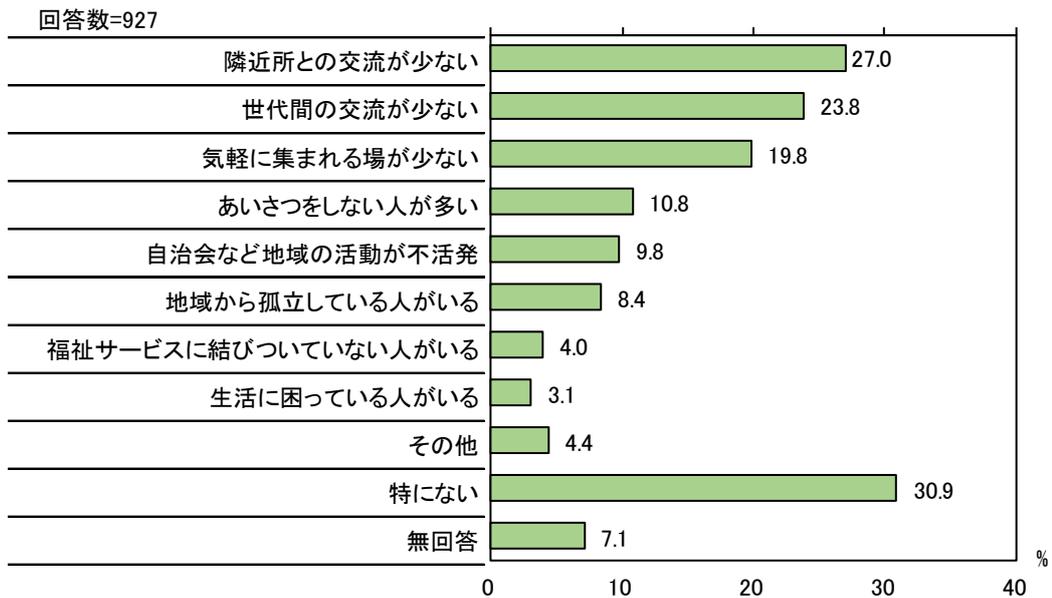


③ 「地域の中での問題点」や「地域が住みやすくなるために必要な活動」について

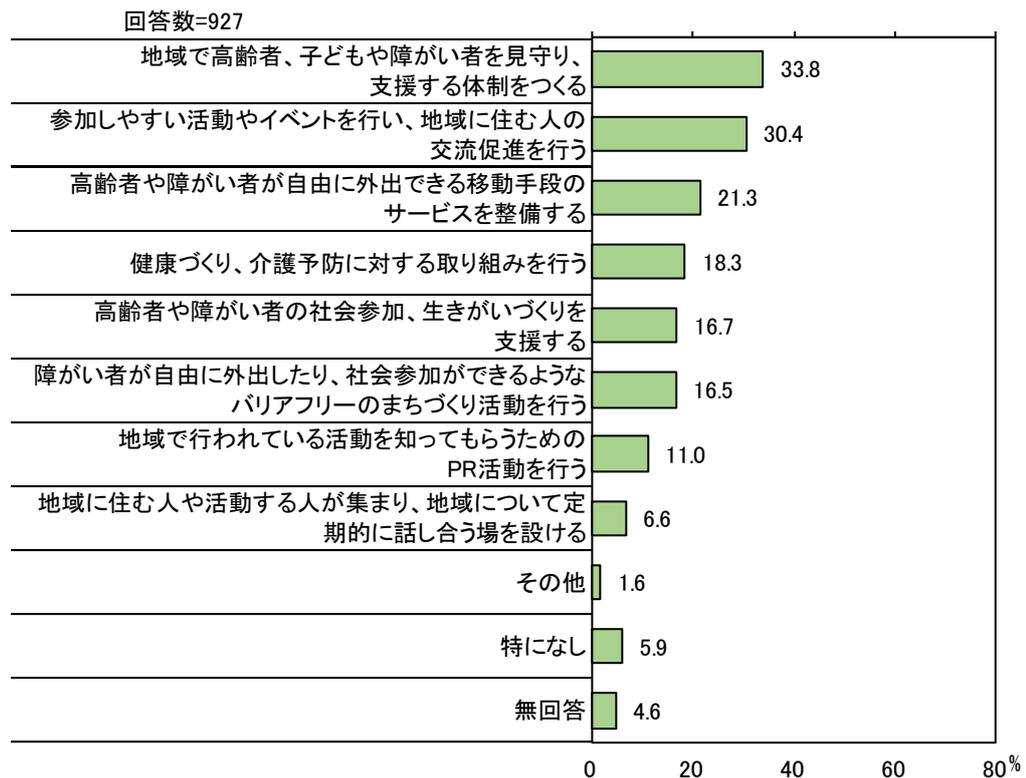
自分が住んでいる地域に問題点は、「特にない」と考えている人が3割近くいる一方で、問題があると感じている人の中では、「隣近所との交流が少ない(27.0%)」「世代間の交流が少ない(23.8%)」「気軽に集まれる場が少ない(19.8%)」ことを問題と取り上げる人が高い傾向にあります。

住みやすい地域であるためには、「見守り活動」や「参加しやすい地域のイベントの開催」などを通じた住民間の交流・ふれあいの場を盛り上げる必要があります。

【地域の中での問題点】



【地域がより住みやすくなるために必要な活動】



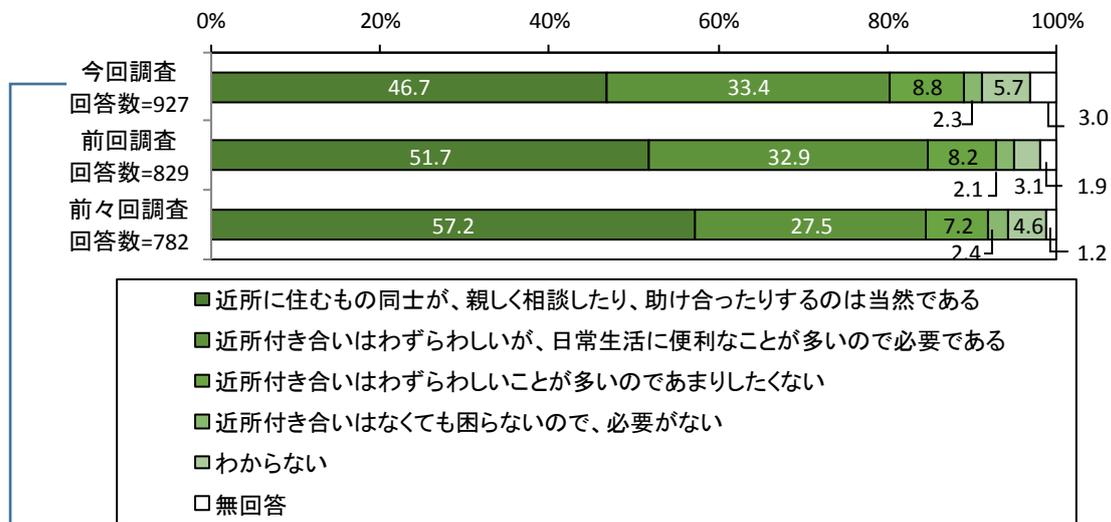
④ 「近所づきあいに対する考え」や「地域での個人情報の扱い」について

近所づきあいの考え方は、「近所に住むもの同士が、親しく相談したり、助け合ったりするのは当然である」は今回の調査では46.7%となり、10年前の調査から1割程度低くなり、一方で、「近所付き合いはわずらわしいが、日常生活に便利なおことが多いので必要である」が今回調査では33.4%と比率の上昇傾向がみられます。

また、全体の8割程度が近所づきあいが必要であると回答していますが、概ね40歳代以降から近所づきあいの必要性についての認識が高まる傾向がみられます。

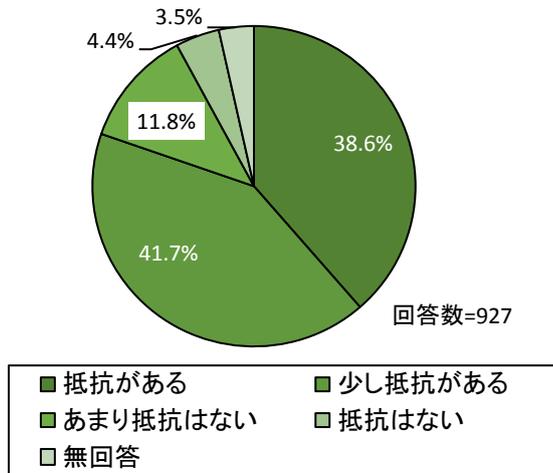
一方で、年代を問わず、近所づきあいにわずらわしさ等を感じる方もみられるため、個人情報のあり方や隣近所での支援のあり方など、配慮が必要となっています。

【近所づきあいに対する考え方】



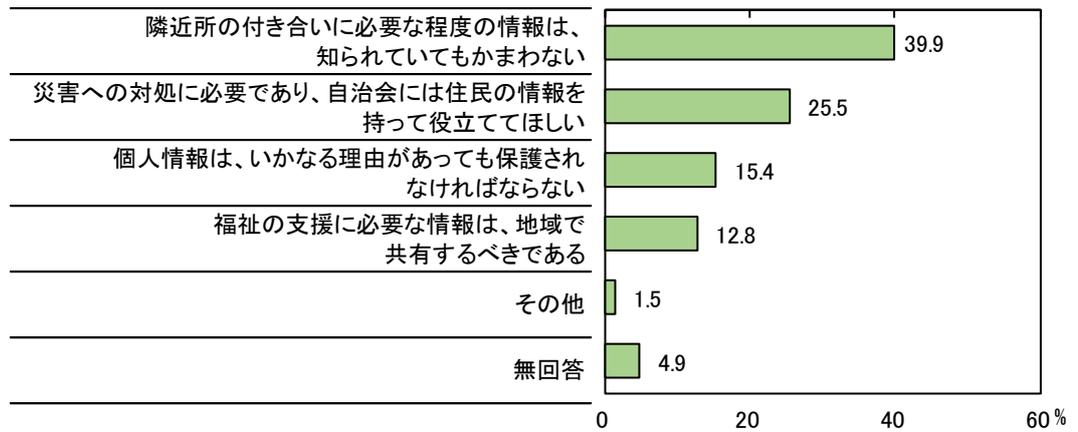
	件数(件)	近所に住むもの同士が、親しく相談したり、助け合ったりするのは当然である(%)	近所付き合いはわずらわしいが、日常生活に便利なおことが多いので必要である(%)	近所付き合いはわずらわしいことが多いのであまりしたくない(%)	近所付き合いはなくても困らないので、必要がない(%)	わからない(%)	無回答(%)
合計	927	46.7	33.4	8.8	2.3	5.7	3.0
20歳未満	41	48.8	24.4	4.9	7.3	14.6	-
20歳代	63	28.6	38.1	11.1	4.8	15.9	1.6
30歳代	90	38.9	32.2	14.4	2.2	8.9	3.3
40歳代	134	32.1	44.8	9.0	2.2	9.7	2.2
50歳代	140	42.9	40.0	10.0	2.1	2.1	2.9
60歳代	205	51.7	33.2	6.3	1.0	2.4	5.4
70歳代	184	61.4	24.5	7.6	1.1	2.7	2.7
80歳代以上	59	55.9	25.4	6.8	5.1	5.1	1.7

【高齢となり、日常の手助けが必要となった場合、隣近所へ支援を頼むことへの抵抗】



【地域での個人情報の取扱いについて】

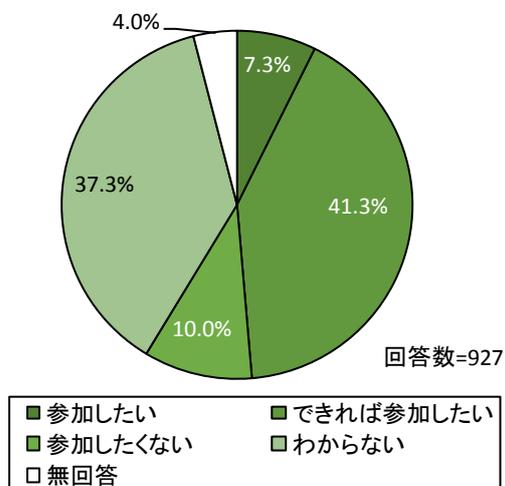
回答数=927



⑤ ボランティアへの「参加意向」と「活性化」について

ボランティアへの参加意向は48.6%となり、50歳代、60歳代の参加意向が比較的高くなっています。また、福祉への関心が高いほど、ボランティアへの参加意向も高い傾向がうかがえます。今後、高齢化が進む中で、ボランティアに対する需要はますます高まるとともに、ボランティア活動は年齢を問わず生涯にわたって取組める社会活動でもあるため、気軽に参加できるような活動環境の整備や情報提供など、ボランティア活動への市民参加促進に向けた取組みを推進していく必要があります。

【ボランティアへの参加意向】

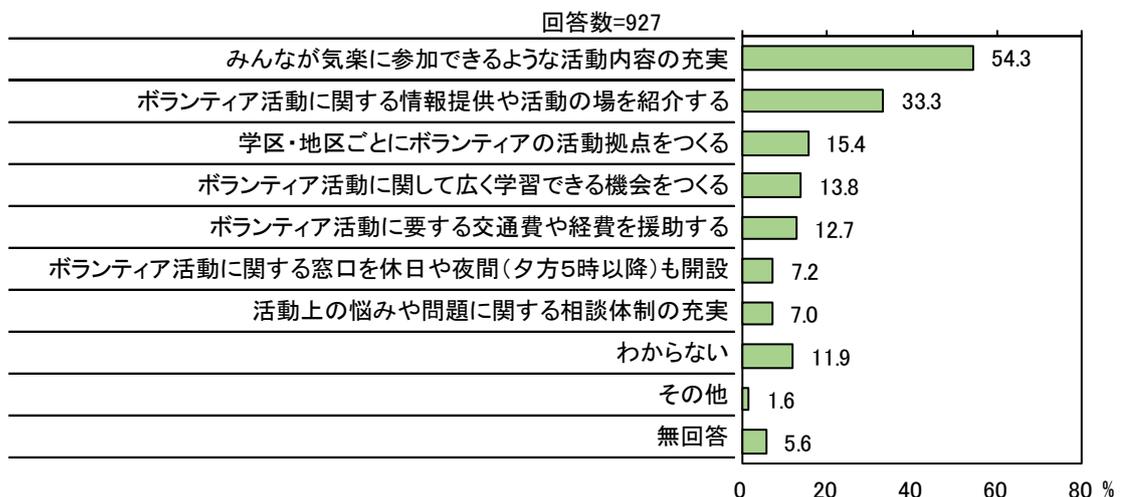


年齢別	件数(件)	「参加したい」+「できれば参加したい」(%)	「参加したくない」(%)
20歳未満	41	53.7	12.2
20歳代	63	49.2	12.7
30歳代	90	46.6	12.2
40歳代	134	46.3	6.7
50歳代	140	57.1	8.6
60歳代	205	51.7	9.3
70歳代	184	42.9	10.3
80歳代以上	59	35.6	15.3

【福祉への関心の高さとボランティアへの参加意向】

福祉への関心度別		件数(件)	参加したい(%)	できれば参加したい(%)	参加したくない(%)	わからない(%)	無回答(%)
福祉への関心	とても関心がある	151	19.9	49.7	8.6	19.2	2.6
	ある程度関心がある	534	6.4	45.1	7.1	37.1	4.3
	あまり関心がない	155	1.3	26.5	19.4	52.3	0.6
	全く関心がない	17	5.9	11.8	35.3	41.2	5.9
	わからない	52	-	30.8	7.7	53.8	7.7

【ボランティア活動の活性化に必要なこと】(回答は2つまで)



⑥ 「福祉に対して得たい情報」や「情報の入手方法」について

市民が福祉に対して得たい情報は、「福祉だけでなく医療・保健に関する情報（46.5%）」「在宅福祉サービスの種類や内容（40.7%）」「社会福祉施設の種類や内容（39.4%）」「介護保険の内容（34.8%）」などが多くなっていますが、年代によって求める情報内容は異なる傾向がみられます。

また、福祉についての情報や知識の主な入手先も性年齢別により異なる傾向がみられるため、性別や年齢を考慮した内容や情報提供手段の活用を考えていく必要がある。

【福祉に対して得たい情報や知識】（あてはまるものすべて回答）

年齢別	件数(件)	在宅福祉サービスの種類や内容(%)	社会福祉施設の種類や内容(%)	介護保険の内容(%)	NPO法の内容(%)	相談機関の種類や場所(%)	ボランティア活動についての情報(%)	身近な相談者(民生委員・児童委員等)の名前・連絡先(%)
全体	927	40.7	39.4	34.8	7.1	25.6	13.7	9.3
20歳未満	41	7.3	12.2	7.3	2.4	2.4	29.3	7.3
20歳代	63	22.2	31.7	15.9	6.3	15.9	14.3	7.9
30歳代	90	37.8	35.6	28.9	5.6	32.2	13.3	8.9
40歳代	134	40.3	39.6	34.3	7.5	28.4	19.4	10.4
50歳代	140	49.3	49.3	35.0	8.6	31.4	18.6	7.1
60歳代	205	42.9	44.4	42.0	6.3	30.7	12.7	9.3
70歳代	184	47.3	41.3	44.6	8.2	22.3	7.6	8.7
80歳代以上	59	47.5	32.2	35.6	10.2	18.6	3.4	18.6
年齢別	福祉に関する書籍の紹介(%)	福祉に関する資格の種類や内容(%)	住宅改造、福祉機器の種類(%)	福祉だけでなく医療・保健に関する情報(%)	特に得たいと思わない(%)	その他(%)	無回答(%)	
全体	4.2	7.0	11.0	46.5	6.7	1.9	4.4	
20歳未満	4.9	17.1	9.8	29.3	26.8	2.4	-	
20歳代	3.2	11.1	7.9	54.0	23.8	1.6	3.2	
30歳代	5.6	6.7	10.0	50.0	10.0	3.3	3.3	
40歳代	3.0	12.7	10.4	44.8	3.7	3.0	2.2	
50歳代	3.6	8.6	16.4	51.4	2.9	2.1	0.7	
60歳代	3.9	4.4	11.7	50.2	2.9	-	2.9	
70歳代	4.3	3.3	9.2	43.5	5.4	1.6	4.3	
80歳代以上	8.5	1.7	10.2	42.4	3.4	5.1	11.9	

【福祉についての情報や知識の主な入手先】（あてはまるものすべて回答）

性年齢別	件数(件)	知り合いの人から聞く(%)	自治会の回覧(%)	県・市の広報(%)	市役所の窓口(%)	社協の機関紙(%)	テレビ・ラジオ(%)	新聞・雑誌(%)	インターネット(%)	その他(%)	無回答(%)	
全体	927	13.6	6.4	28.2	3.7	1.4	19.2	12.0	8.6	4.0	3.0	
男性	20歳未満	406	13.1	6.4	23.9	2.7	0.7	21.2	13.8	10.8	5.2	2.2
	20歳代	22	4.5	-	4.5	-	-	40.9	4.5	27.3	13.6	4.5
	20歳代	27	29.6	-	7.4	-	-	29.6	7.4	14.8	11.1	-
	30歳代	38	7.9	5.3	21.1	5.3	-	34.2	7.9	15.8	2.6	-
	40歳代	52	23.1	7.7	15.4	3.8	1.9	17.3	1.9	17.3	7.7	3.8
	50歳代	68	17.6	4.4	19.1	-	1.5	17.6	20.6	14.7	4.4	-
	60歳代	90	10.0	8.9	24.4	1.1	1.1	23.3	18.9	5.6	4.4	2.2
	70歳代	89	7.9	7.9	40.4	5.6	-	11.2	18.0	4.5	2.2	2.2
80歳代以上	20	5.0	10.0	35.0	5.0	-	20.0	10.0	-	5.0	10.0	
女性	20歳未満	501	14.4	6.6	32.3	4.4	2.0	18.0	10.8	6.8	3.2	1.6
	20歳代	19	5.3	5.3	15.8	5.3	5.3	47.4	-	10.5	5.3	-
	20歳代	35	11.4	8.6	20.0	2.9	-	31.4	5.7	14.3	5.7	-
	30歳代	52	19.2	9.6	42.3	1.9	-	7.7	3.8	7.7	3.8	3.8
	40歳代	82	15.9	3.7	39.0	1.2	1.2	13.4	6.1	14.6	3.7	1.2
	50歳代	71	22.5	5.6	23.9	5.6	4.2	15.5	9.9	9.9	1.4	1.4
	60歳代	115	10.4	4.3	31.3	7.8	4.3	16.5	17.4	2.6	3.5	1.7
	70歳代	92	15.2	9.8	33.7	3.3	-	19.6	15.2	1.1	1.1	1.1
80歳代以上	35	5.7	8.6	40.0	5.7	-	20.0	11.4	-	5.7	2.9	

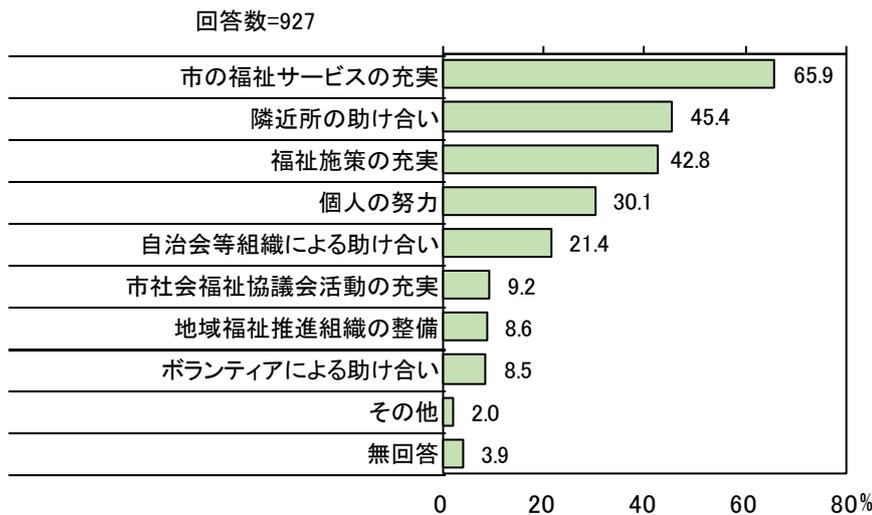
⑦ 「地域社会で安心して暮らしていくために大切なこと」や「地域住民と行政の関係」について

「地域社会の中で生まれてから亡くなるまで安心して暮らしていくために大切なこと」については、「市の福祉サービスの充実（65.9%）」と回答する方が最も多く、公的機関が行う支援（公助）に対する住民の期待は依然として高いことがうかがえます。また、「隣近所の助け合い（45.4%）」「福祉施策の充実（42.8%）」「個人の努力（30.1%）」「自治会等組織による助け合い（21.4%）」と回答する方の割合も高く、10年前のアンケート調査結果と比較すると、「隣近所の助け合い」については約8ポイント、「自治会等組織による助け合い」は約6ポイント上昇しており、自助・共助の必要性に対する認識が高まりつつあると考えられます。

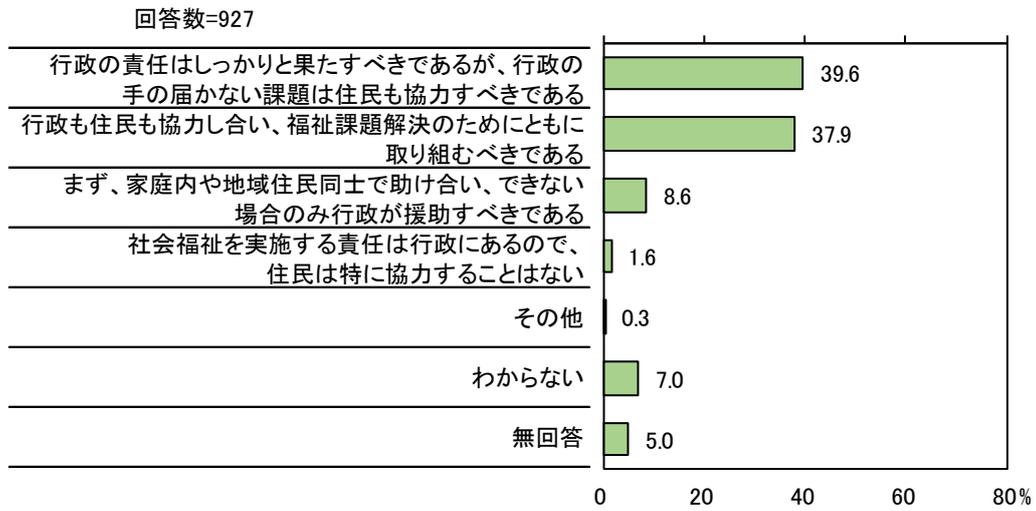
また、「福祉サービスを充実させていく上で行政と地域住民の関係はどうあるべきか」との問いに対し、住民は特に協力する必要がないと回答した方はわずか1%台で、「行政の届かない課題は住民も協力すべきである（39.6%）」、「行政も住民も協力し合い福祉課題の解決のためにも取り組むべきである（37.9%）」という回答からも地域の課題は行政と地域住民が協力して解決するべきと考えている方が多数であることがうかがえます。

「日常生活をする上で困っている人、高齢者、障がい者、子育てなどに対する地域での支え合い」については、「参加したい（7.4%）」と「できれば参加したい（44.7%）」を合計すると52.1%を占めており、過半数の方が共助の取組みに参加したい気持ちがあることがうかがえます。

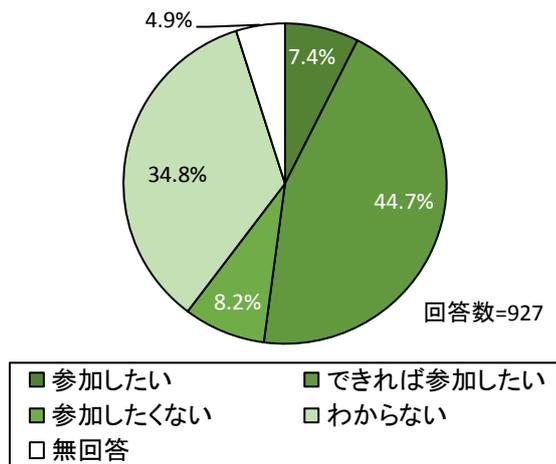
【地域社会の中で、生まれてから亡くなるまで安心して暮らしていくために大切なこと】



【福祉サービスを充実させるうえで、行政と地域住民の関係はどうあるべきか】



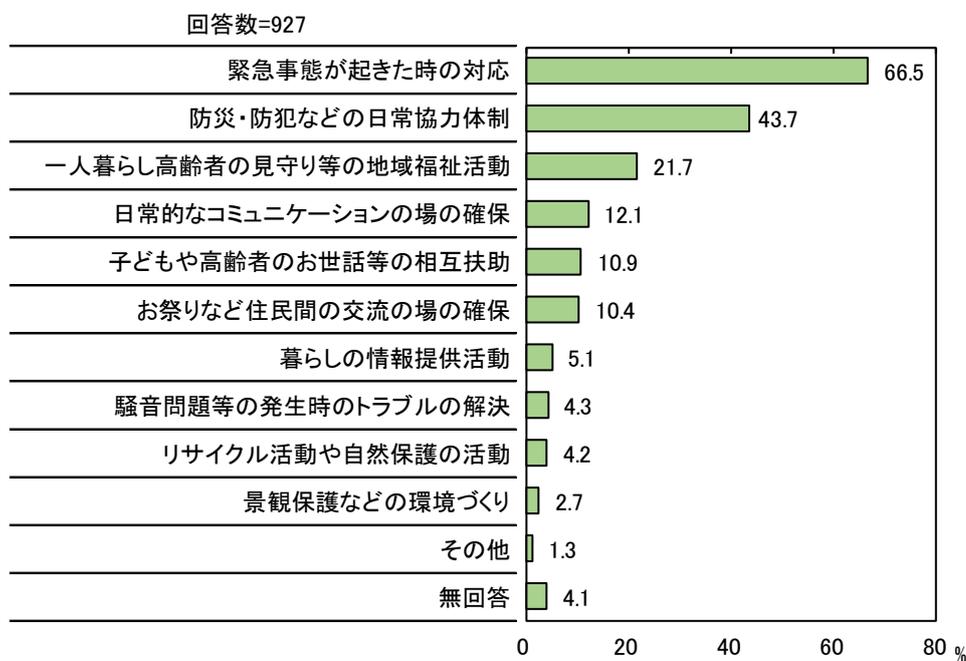
【地域での支え合いに参加意向】



⑧ 「地域住民が期待する地域社会の役割」について

市民が期待する地域社会の役割は、「緊急事態が起きた時の対応（66.5%）」及び「防災・防犯などの日常協力体制（43.7%）」が多く、日常生活の安全性向上などについて、地域社会の協力体制の充実を進めていく必要があります。

【期待する地域社会の役割】（回答は2つまで）



地区別	件数(件)	緊急事態が起きた時の対応 (%)	防災・防犯などの日常協力体制 (%)	リサイクル活動や自然保護の活動 (%)	景観保護などの環境づくり (%)	騒音問題等の発生時のトラブルの解決 (%)	子どもや高齢者のお世話等の相互扶助 (%)
合計	927	66.5	43.7	4.2	2.7	4.3	10.9
西部	53	62.3	52.8	3.8	3.8	9.4	5.7
中部	76	72.4	55.3	6.6	5.3	6.6	11.8
東部	252	65.1	39.3	4.4	1.6	3.2	11.5
北上	184	71.2	46.2	3.8	3.3	2.2	9.8
錦田	152	69.1	44.1	3.9	2.0	5.3	10.5
中郷	172	58.7	41.9	3.5	1.7	3.5	11.0
地区別	一人暮らし高齢者の見守り等の地域福祉活動 (%)	お祭りなど住民間の交流の場の確保 (%)	日常的なコミュニケーションの場の確保 (%)	暮らしの情報提供活動 (%)	その他 (%)	無回答 (%)	
合計	21.7	10.4	12.1	5.1	1.3	4.1	
西部	15.1	11.3	3.8	5.7	-	5.7	
中部	19.7	9.2	10.5	6.6	2.6	2.6	
東部	23.4	7.9	13.5	5.6	0.8	4.8	
北上	22.3	8.7	10.9	4.9	0.5	2.2	
錦田	18.4	12.5	7.9	4.6	2.6	3.9	
中郷	21.5	12.8	18.6	2.9	1.2	6.4	

4 前計画（第2次計画）の検証と課題

（1）前計画における地域福祉推進の基本目標

第2次三島市地域福祉計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）では、基本理念として掲げた「ふれあい、支え合う、みんな生き生き、福祉のまちづくり」の実現に向けて、5つの基本目標を定め、計画を進めてきました。

～～第2次計画での基本目標～～

- 基本目標1 地域活動の活性化
- 基本目標2 要支援者への対策
- 基本目標3 地域での子育て支援
- 基本目標4 災害時要援護者の防災対策と安心・安全な地域づくり
- 基本目標5 総合的な相談体制と情報提供

第2次計画の検証では、市内4地区（旧市内・北上・錦田・中郷）で地区懇談会を開催し、自治会関係者、民生委員、PTA、NPO団体などの協力の下、5つの基本目標に関連する事業について市民の視点から意見をいただきました。

また、それらの意見を参考に、平成26年3月に、各事業の担当課において掲載事業の進捗状況を「達成」「一部達成」「未達成」で評価しました。



～前計画検証地区懇談会～

- H25. 10. 23（水）北上地区
- H25. 10. 29（火）錦田地区
- H25. 10. 30（水）旧市内地区
- H25. 11. 15（金）中郷地区

検証地区懇談会の様子

(2) 目標ごとの検証

◇ 基本目標1 地域活動の活性化

基本目標1では、市民と行政はパートナーであることを認識し、ともに地域福祉を推進する中で、住民相互の結びつきの強化を目指しました。

地域でふれあう機会の創出や地域の団体活動の支援を充実し、自ら福祉活動ができるまちづくりを目標と設定しました。

■ 担当課による基本目標1に関連する事業の進捗評価 (総事業数：32事業)

達成	一部達成	未達成
27事業	4事業	1事業

取組実績	<p>○地域でふれあう機会の創出 市民すこやかふれあいまつりの実施や、公民館や生涯学習センターを利用した世代を超えた交流につながるイベントを開催しました。また、声掛け運動の推進、高齢者を対象とした生きがい教室の開催、小中学校の体育施設開放など地域住民がふれあう機会の創出に努めました。</p> <p>○地域活動団体の支援 自治会連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブなどの地域活動団体が、主体的に活動を展開し市民主体の地域づくりを推進するための活動に補助を行ったほか、市の広報誌やホームページを利用し地域福祉の担い手である民生委員活動のPRに努めました。</p> <p>○ボランティア活動の支援 NPO やボランティア情報の発信など、住民相互の結びつきの強化や福祉活動への参加を促すための取組みを行いました。また、市民団体等が自主的に実施する地域の活性化につながる活動に対し支援を行いました。</p>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会の重要性を周知するとともに、地域での社会福祉協議会のコーディネート力や企画力が求められています。 ● ボランティア団体自身による一層の情報提供の取組みが求められています。 ● 参加者が集まりにくいボランティア活動もあり、活動に対する市民の関心、興味を高める取組みが求められています。

◇ 基本目標2 要支援者への対策

基本目標2では、一人暮らし高齢者や障がいがある人といった要支援者の気持ちや悩みが地域の中で理解され、必要なサービスを受けることができ、安心して地域で生活できるまちづくりを目標にしました。

■担当課による基本目標2に関連する事業の進捗評価
(総事業数：41事業)

達成	一部達成	未達成
38事業	3事業	0事業

取組実績	<p>○相談体制と情報提供の充実</p> <p>地域包括支援センターを拠点に高齢者に関する相談支援を充実したほか、障がい区分に応じた相談支援、子育て、健康、犯罪被害など市に寄せられる多種多様な悩みごとの相談に対応できるよう各種相談窓口を設置しました。</p> <p>○福祉サービスの充実</p> <p>介護認定者に対する介護サービス事業や介護予防サービス事業、一人暮らし高齢者の安否確認や昼食配達、障がいのある人が自立した生活が過ごせるよう移動支援や必要な用具の給付、生活保護法に基づく生活困窮者の生活の安定と自立支援など、様々な立場にある市民が利用しやすく質の高いサービスの提供に取り組みました。</p> <p>○地域での相互理解の促進と周知</p> <p>障がい者スポーツ大会や認知症サポーター養成講座の開催など、障がいや認知症に対する理解が地域で進み、高齢者や障がいのある方が地域孤立せず生活できるようノーマライゼーションの推進に取り組みました。</p>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的機関には多様な相談窓口が整備されている一方で、一般の方はどの窓口相談してよいか判断に悩む場合があります。 ● 支援が必要な方の立場にたった相談業務や質の高いサービスの提供が求められています。

◇ 基本目標3 地域での子育て支援

子育て中の保護者の支援や、虐待・不登校など地域の子どもを取り巻く問題を、行政だけでなく、地域みんなで見守っていけるような取組みを実践し、地域の子どもの健全な育成ができるまちづくりを目標に設定しました。

■ 担当課による基本目標3に関連する事業の進捗評価
(総事業数：33事業)

達成	一部達成	未達成
31事業	1事業	1事業

取組実績	<p>○地域の子どもを見守る体制の充実</p> <p>家庭児童相談、育児相談などを通して子育ての相談支援に取り組んだほか、保育園を開放して子育て中の親子や保育士の交流を図りました。</p> <p>また、子どもを守る地域ネットワークを通じ要保護、児童虐待、DV等に速やかに対応するため関係機関の連携の強化を行い、子どもを見守る体制を充実させました。</p> <p>○子育て支援サービスの充実</p> <p>本町子育て支援センターや地域に展開した地域子育て支援センターを拠点に育児相談や親子の交流の場の提供に取り組むとともに、子育て支援サイトを開設による情報発信や意見交換のできるホームページの運営や、家庭教育の向上を図るための講座の開催など子育て支援の充実に努めました。</p> <p>また、働く女性が増加するなか、保育園の延長保育や一時保育などの特別保育の実施や、病児・病後児の預かり保育をすすめました。</p>
今後の課題	<p>● 核家族化が進み、母親が一人で子育てしている家庭もあります。子育て中の母親が一人で悩み孤立してしまうようなことがないよう、地域で見守る支援が求められています。</p>

◇ 基本目標4 災害時要援護者の防災対策と安心・安全な地域づくり

基本目標4では、地域住民の防災・防犯意識の高揚を図り、自主防災活動等の地域力を向上し、災害時要援護者支援対策や防犯対策が充実したまちづくりを目標に設定しました。

■ 担当課による基本目標4に関連する事業の進捗評価
(総事業数：21事業)

達成	一部達成	未達成
18事業	2事業	1事業

取組実績	<p>○自主防災組織等の活性化と災害時要援護者対策 自主防災組織の活性化に向け、自主防災組織リーダー研修会や防災出前講座を開催したほか、自治会、自主防災組織、民生委員と連携を図り、災害時に避難支援が必要と思われる人の台帳作成などに取組みました。</p> <p>○犯罪から市民を守る活動の推進 保護司会と連携し犯罪や非行のない明るい社会を築くための街頭キャンペーンや地区集会等の行事を実施したほか、地域での防犯活動を進めるため、暴力団追放や市民への防犯意識の啓発に取組みました。</p> <p>○ユニバーサルデザインのまちづくり 誰もが快適に生活できるまちづくりをすすめるため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、道路、公園など公共施設のバリアフリー化を順次推進したほか、高齢者などの自動車を運転しない方が買い物や病院等に気軽に出かけられるようコミュニティバスの運行を行いました。また、社会福祉協議会の協力のもと、車椅子用の福祉車両の無料貸し出しや、小中学校での点字学習や車椅子体験など福祉にふれあう機会の提供に努めました。</p>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者名簿が地域で有効に活用され、災害時に迅速な避難支援が行える体制が求められています。 ● 公共施設のバリアフリー化は多額の財源を必要とするため、計画的に推進していくことが求められています。

◇ 基本目標5 総合的な相談体制と情報提供

誰でも気軽に相談でき、必要な時に必要な情報を得ることができるような健康・子育て・高齢者福祉・障害者福祉等の福祉サービスの相談体制が充実したまちづくりを目標に設定しました。

■ 担当課による基本目標5に関連する事業の進捗評価
(総事業数：13事業)

達成	一部達成	未達成
12事業	1事業	0事業

取組実績	<p>○総合的な福祉サービスの相談等の充実 地域包括支援センターを中心に高齢者に関する総合的な相談支援をおこなってきました。また、福祉総務課に福祉総合窓口を設置しているほか、各課でも的確な相談支援に取り組めました。</p> <p>○市民ニーズの把握と情報提供の充実 市民広聴事業を毎年実施し、市民意識調査から市民ニーズを把握し、市政に反映するよう取り組みました。またインターネット、広報誌、コミュニティFMを利用して各課で積極的な福祉情報の提供に取り組むとともに、写真やイラスト、大きめの活字で市民に親しまれる広報づくりを行いました。</p>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉部門のワンストップサービスが可能な窓口の設置が求められています。 ● 公的機関だけでなく、街中や地域で気軽に相談ができたり、口コミで情報が伝わるような体制づくりが求められています。

5 本市の地域福祉における現状と推進すべき課題

統計データ、市民意識調査結果、前計画の検証結果から本市の現状を把握し、次の事項が今後推進すべき課題と考えます。

推進課題(1) 福祉への関心の盛り上げ

- 意識調査では「福祉サービスの必要性を身近に感じたことがある市民」の割合は増加しましたが、「福祉への関心がある市民」の割合は減少しました。
- 「障がい者への理解を進めてもらいたい」「ボランティアに対する理解を進めてもらいたい」など福祉に対する市民意識の向上を求める声が寄せられています。
- 福祉に関心が高い人はボランティア活動への参加意向も高い傾向にあります。
- 将来「保健や医療、福祉の充実した優しさのある都市」であることを望んでいる市民の割合が一番高くなっています。

推進課題(2) 地域で集うきっかけや拠点づくり

- 近所づきあいはわずらわしいと感じる時もあるが、8割以上の方が近所づきあいは必要なことであるとの意見を持っています。
- 地域における問題点として「近所との交流が少ない」「世代間交流が少ない」「気軽に集まれる場が少ない」「あいさつをしない」などの意見が多く、住民間の交流不足を地域の問題ととらえている市民が多い状況にあります。
- 「見守り活動」や「参加しやすい地域イベントの開催」といった活動が、地域交流が活発になり住みやすい地域につながると考えている人が多い状況です。

推進課題(3) ボランティア情報の積極的な発信

- 約5割の市民はボランティア活動に「参加したい」「できれば参加したい」と考えていますが、実際に参加したことがある人の割合は3割程度です。
- ボランティア活動を始めたきっかけは40歳代以上では「自治会やPTA」、30代以下では「学校や職場の勧め」が契機であった人の割合が高くなっています。
- ボランティア活動に参加するためにボランティアの時間や内容が自分の希望と一致するものである必要があります。
- 活動目的が明確なものの方が参加しやすいとの意見もあります。
- ボランティア活動を活性化するには「気軽に参加できるもの」、「活動内容や活動場所の情報提供」が必要と考える人が多くなっています。

推進課題(4) 福祉情報の提供と支援体制の充実

- 10年前の調査と比較すると、困りごとがあった時に隣近所に支援を頼むことに「抵抗がある」「少しは抵抗がある」と感じている人の割合は減少しています。しかし、依然として8割近くの方が、近所に支援を頼むことに抵抗感を感じています。
- 近所に支援を頼むことに抵抗感を感じている人が高い割合ですが、それでも8割程度の市民には「困ったときに助け合える人が1人以上いる」ようです。一方で2割程度の市民は、「助け合える人が誰ひとりいない」という状況です。
- 悩み事を抱え、地域から孤立している市民もあり、気軽に相談や協力を頼めるような隣近所との関係づくりや、地域の民生委員や公的な相談窓口が積極的に利用され、必要な情報や支援が届けられる体制が求められています。

推進課題(5) 公的サービスの質の向上

- 障害者手帳の所持者や要介護認定者や生活保護受給者など、支援が必要な市民は増加傾向にあり、少子高齢化や核家族化の進行によりさらに支援が必要な方は増えていくことが想定されます。
- 地域で安心して暮らしていくには「隣近所による助け合い」や「自治会組織による助け合い」が大切であるとの認識は上昇していますが、「市の福祉サービスの充実」が大切と考えている市民の割合が一番高い状況にあり、10年前の調査から変わっていません。

推進課題(6) 要支援者に対する地域ぐるみの支えあい

- 人口が減少する中で世帯数は増加しているため、1世帯に住む人の数は減少しています。
- 一人暮らし高齢者や高齢者夫婦だけの世帯が増加しています。また、子供のいる世帯では約8割が核家族であり、一人親家庭も増えています。
- 介護や子育ての悩みなど、家族だけでは対応が困難なケースが増えていくことが想定されます。
- 子育てに悩む母親や介護を必要とする高齢者やその家族などが孤立しないように日ごろからの見守り活動など地域ぐるみで支援することが求められます。

推進課題(7) 地域福祉を担う人材や組織の確保

- 担い手としての活躍が期待される人材、組織として、ボランティア、NPO、自治会、PTA、民生委員、子ども会などが期待されますが、加入率の減少や、役員のなり手不足といった問題があります。
- 地域福祉の担い手の高齢化や人材不足が懸念され、地域福祉の啓発やボランティア講座などをおして地域福祉を担う人材の育成が求められています。
- 地域福祉活動を牽引する核となる人材や組織が求められます。

推進課題(8) 地域で連携して取組む防災・防犯活動

- 地域社会に求める役割は「緊急事態が起きた時の対応」「防災・防犯などの日常協力体制」といった地域で連携した「安全対策」に関するものが多い状況です。
- 地域での交流や連携は必要であると感じている方が多数を占めている一方で、自分の個人情報保護に対する意識も高まっています。
- 「隣近所との付き合いに必要な程度の個人情報は知られても構わない」と考える人が多数を占めていますが、一方で、「いかなる理由でも個人情報は保護されなければならない」と考えている方もいますので、地域で取組む活動にはプライバシー問題に対する配慮も必要とされます。

推進課題(9) バリアフリー化や公共交通の充実

- 高齢者や障がい者が増加することが想定されるなか、「外出するための移動手段や社会参加しやすい環境」が求められています。
- 自宅での介護を希望する高齢者が多い状況では、自宅のバリアフリー化を進めることも求められます。
- 市の施策の取組みの中で、市民が不満に感じている取組みの上位3つは「歩道の整備」、「生活道路の整備」、「バスなどの公共交通の充実」でした。
- 施設のバリアフリー化だけでなく、高齢者や障がい者の困難を自分自身の問題と考え、歩行の障害になるものを置かないことや運転マナーなどに気を付ける理解や配慮が求められます。

推進課題(10) 各自での健康への気遣い

- 「幸福感を判断する際に重要視しているもの」として「健康状況」と回答する割合が毎年一番高い状況にあります。また「健康状況」以外に、「趣味、社会貢献などの生きがい」と回答する割合も高い状況にあります。
- 健康づくりに関心がある人の割合は9割を超えています。